

第2回廿日市市協働によるまちづくり審議会 次第

日時：令和6年7月23日（火）18時30分～20時

会場：廿日市市役所 7階会議室

1 開会

2 市長挨拶

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 事前説明

（1） 廿日市市における協働によるまちづくりについて（資料1）

（2） 廿日市市協働によるまちづくり審議会について（資料2）

6 議事

（議題1） 会長・副会長選出

（議題2） 令和5年度取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価について
（資料3、資料4、資料5）

（目的）

○市の各課から報告があった、令和5年度に「協働に必要な視点」を取り入れ、実施した事業等について、審議会委員（市民公募者、まちづくり活動団体推薦者、学識経験者）それぞれの立場から意見・評価をいただく。

いただいた意見・評価は、市の組織である「行政経営推進本部会」へ報告するなど、今後の各課の取組等へ反映していく。

（内容）

○各課の取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価等を踏まえ、市が事前に分析等を行った。

報告のあった取組や市の事前分析（全体的な傾向）等を踏まえ、それぞれの立場から感じた意見（普段、委員の皆様が実践している取組等で感じていることなど）や今後の改善に向けた提案等をいただく。

7 その他

8 地域振興部長挨拶

9 閉会

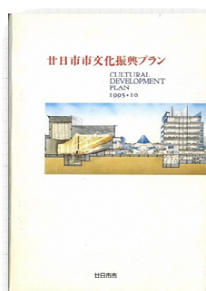
廿日市市における 協働によるまちづくり



令和6年7月23日
地域振興課

1

まちづくりのための2つのプラン



廿日市市文化振興プラン 平成7年度 策定

- 文化振興の観点
- 市民と行政の協働
- 従来の行政の発想から転換
- 市民と行政との間に新たな関係を構築
- 市民の主体性を尊重
- 地域社会の豊かさを求めて 連帯と協調のまちづくり

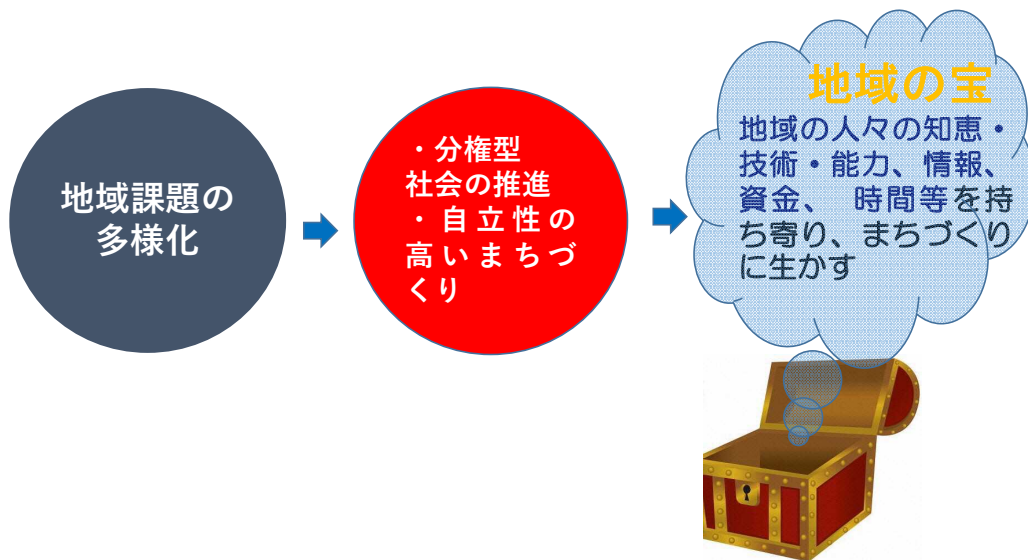


廿日市市コミュニティ推進プラン平成12年度策定

- 市民主導型社会の実現に向けた、コミュニティ推進方策
- 市民と行政のパートナーシップによる、地域づくり、まちづくり
- 行政計画と、地区別実施計画で構成

2

● 社会の変化に対応するには

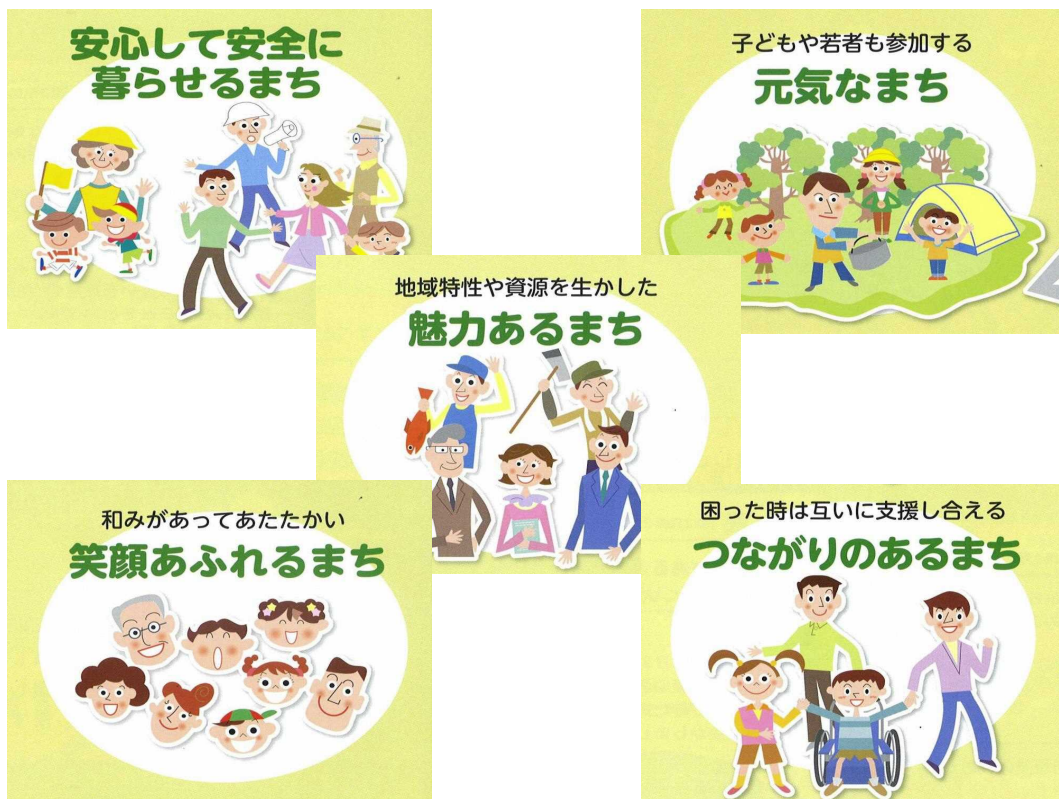


3



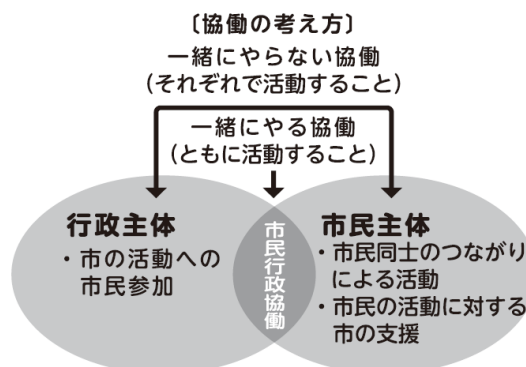
廿日市市協働による まちづくり基本条例

4



● 「協働」とは？（第2条第5号）

市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力すること



出典：自治基本条例のつくり方(松下啓一著)から、一部引用

● 協働によるまちづくりの基本原則 (第3条)

1. 誰でも取り組める
2. 自主性を尊重して取り組む
3. 自立性を尊重し、対等な関係で取り組む
4. 地域性を大切にして取り組む
5. 情報の共有を図りながら取り組む
6. 信頼関係を築いて取り組む
7. 次代の人づくりをしながら取り組む

7

● 市民の役割、市の責務

☆市民の役割

(第4条)

まちづくりの担い手

知識・技能を生かす

参加意思の尊重

地域活性化への寄与

☆市の責務

(第5条)

施策の実施

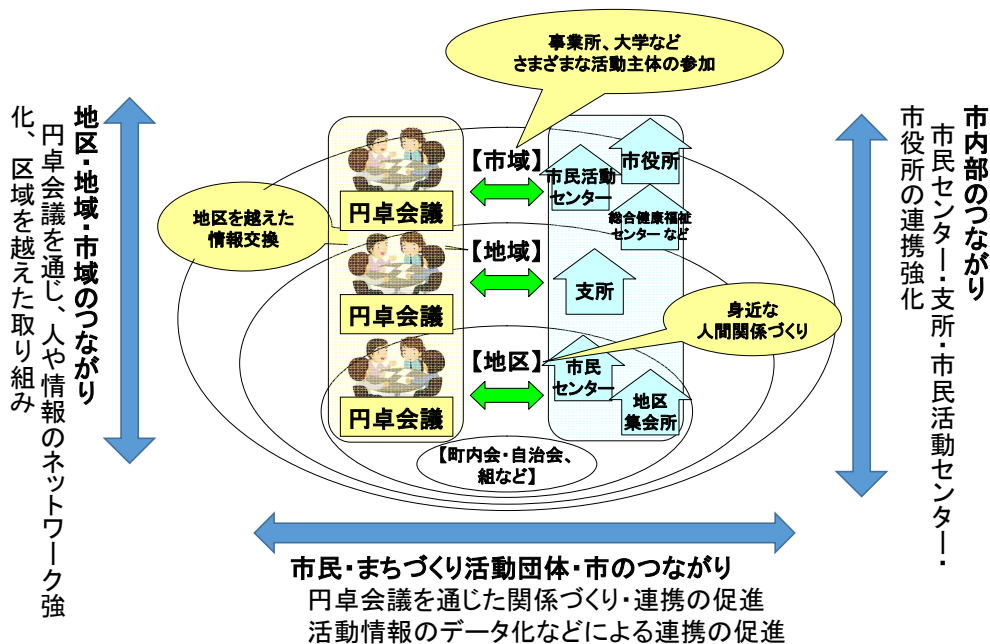
機能的・効果的な組織運営

環境の整備

市民の一員として取組

8

● まちづくりの拠点 (第7条)



9

● 協働によるまちづくり推進計画 取組状況

基本方針

第3期協働によるまちづくり推進計画（令和3年度～令和7年度）
「協働による持続可能なまちづくりの推進」

第2期協働によるまちづくり推進計画（平成28年度～令和2年度）
「つながりを大切にした協働によるまちづくりの実践」

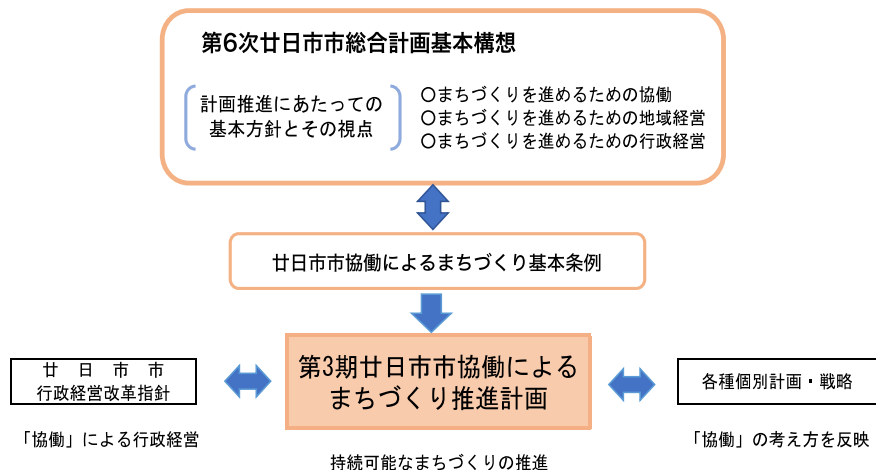
第1期協働によるまちづくり推進計画（平成24年度～平成27年度）
「協働型市役所の確立に向けて」

10

第3期協働によるまちづくり推進計画の位置づけ

『第6次廿日市市総合計画基本構想』では、「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念に、行政だけでなく本市のまちづくりを支えるすべての市民や多様な主体が、信頼関係のもと、3つの視点（協働・地域経営・行政経営）を大切に、まちづくりを進めていくこととしています。

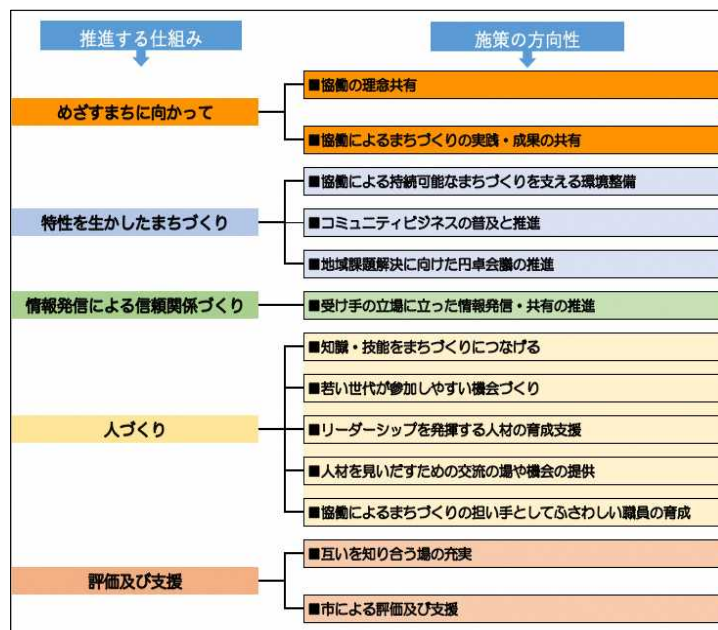
そのような中で、第3期推進計画は、条例に規定する協働によるまちづくりを推進するための具体的な施策の方向性を示し、協働によるまちづくりを推進していくものです。



11

施策の方向性

本市の条例前文から第3条までの基本的な事項を大切にしながら協働による持続可能なまちづくりを進めるため、「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとに整理しています。



12

協働によるまちづくりの推進に向けて



3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

廿日市市協働によるまちづくり審議会について

1 役割

条例の施行後、協働によるまちづくりを確実に推進するためには、協働によるまちづくり条例が実際に機能しているか、廿日市市のまちづくりや社会状況に適しているかなどを確認し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。

審議会は、協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、まちづくりの実情に的確に対応させるために市長からの諮問に応じて、調査、審議をする機関です。調査、審議する内容は、協働によるまちづくり推進計画に関することや、条例の改廃などです。(条例 17 条)

(協働によるまちづくり審議会)

第 17 条 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。

- (1) 第 6 条に規定する推進計画に関すること。※
- (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。
- (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。
- (4) 第 16 条第 2 項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。
- (5) この条例の改廃に関すること。

3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べることができます。

4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。

※ 第 6 条：協働によるまちづくり推進計画に関すること。

2 組織

審議会は、公募委員、各地域でまちづくり活動に取り組んでいる人、市長が適当と認める人で構成しています。

任期は 3 年で、令和 6 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日です。

(組織)

第 18 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織します。

- (1) 第 2 条第 2 号ア及びイに規定する市民（個人に限る。）であって公募に応じた者
- (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、連続して 3 期を超えない範囲で再任されることができます。

3 会長・副会長の選出

協働によるまちづくり審議会規則第2条に「会長・副会長」、第3条に「会議」について規定しています。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集します。

2 審議会の会議は、会長がその議長となります。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができません。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

4 会議

会議の開催は年2回程度です。

条例第17条第4項により、会議の内容は原則公開とします。

「令和5年度 取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価」 に係る総合的評価について

1 総合的評価の目的

協働によるまちづくり推進計画を着実に実行するため、市の各課が令和5年度に取り組んだ事業等について、その実施状況を確認するとともに、「協働のプロセスに必要な視点」をどの程度取り入れることができたか等について自己評価しました。

自己評価結果（資料5）については、廿日市市協働によるまちづくり基本条例に基づき、市の付属機関である審議会において総合的評価を行うとともに、市の組織である「行政経営推進本部会」へ報告し、今後の各課の取組事業等へ反映していくことで、協働の推進につなげていきます。

2 総合的評価の仕方

審議会の時間内に、自己評価結果（資料5）から個々の取組事業の内容を十分に把握し、評価することは難しいため、取組事業についての集計表（資料4）にまとめ、「推進する仕組み」ごとに、市が事前分析（包括的な傾向分析）を行っています。

審議会では、自己評価結果（資料5）や集計表（資料4）にある市の事前分析等を確認いただくとともに、それぞれの立場からの意見（普段、委員の皆様が実践している取組等で感じていることなど）を交え、評価をいただきたいと考えています。

3 意見・評価の事前記入について

審議会当日は、限られた時間の中で、より多くの意見・評価をいただきたいため、事前に配布している集計表（資料4）に、意見・評価を記入する欄「意見・評価記入欄（事前記入可）」（黄塗り）を設けています。

ご多用中とは存じますが、ご無理のない範囲で資料をご覧ください、意見等を記入して審議会当日にご持参いただけると幸いに存じます。

※「意見・評価記入欄」に、《意見・評価の視点（例）》（朱書き）を提示していますのでご参照ください。

【参考】調査結果（資料５）の見方について

- ① 『令和５年度事業実績』については、各課が取り組んだ実績を記入しています。
- ② 『令和５年度協働状況【個々の役割（具体的な団体名等）】』には、協働で取り組んだ取組における、市・まちづくり活動団体・事業者・市民の、個々の役割や具体的な団体名等を記入しています。（別添「パンフレット（中）」参照）
- ③ 『令和５年度協働プロセス（過程）評価』の＜値＞については、次の「協働のプロセス（過程）に必要な視点」及び「評価基準」に基づき、Ａ～Ｄのいずれかの値（自己評価）を記入しています。

【協働のプロセス（過程）に必要な視点】

- 事業目的や課題を、互いに共有・認識した上で取り組むことができたか。
- 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組むことができたか。
- 個々の役割を理解し、互いの強みを生かして取り組むことができたか。
- 互いの自主性を尊重し、信頼関係のもとに取り組むことができたか。
- 互いに話し合う場を積極的に設け、情報の共有を図れていたか。

値	評価基準
A	協働のプロセス（過程）に必要な視点を「取り入れた」
B	協働のプロセス（過程）に必要な視点を「まあまあ取り入れた」
C	協働のプロセス（過程）に必要な視点を「あまり取り入れなかった」
D	協働のプロセス（過程）に必要な視点を「全く取り入れなかった」

- ④ 『令和５年度協働プロセス（過程）評価』の＜成果・課題（今後の方向性）＞については、事業自体の成果・課題ではなく、あくまでも協働プロセスに視点をおいた成果・課題を記入しています。

令和 5 年度 取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価（集計表）

（資料 4）

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析（市記入）及び意見・評価（審議会委員記入）	
			A	B	C	D 未実施	市 （行政）	まちづ くり活 動団体	事業者	市民	【市】 現状分析	【審議会委員】 意見・評価記入欄 （事前記入可）
①めざすま ちに向かって （市民同士、 市民と行政 が一体とな って、「廿日 市市が好 き！」といえ るまちに向 かって）	1 協働の理念 共有 【No. 1～9】	9	2	5	1	1	8	7	7	6	《現状分析》 ・「1 協働の理念共有」については、職員研修や協働事例集の設置、審議会の実施状況をホームページで公開するなど、さまざまな手段で理念の共有を図っている。 また、報告があった9事業は、行政間だけではなく、多様な主体とともに理念の共有・浸透を図っている（まちづくり活動団体7、事業者7、市民6）。 ・「2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有」については、スポーツや民間提案のイベントを、まちづくり活動団体や事業者等と連携して実施するなど、協働のプロセスや役割分担を意識して取り組んでいる。 《課題等》 ・「1 協働の理念共有」については、報告があった事業数が9事業と多くはない。 今後は、より多くの主体が、協働の理念を共有し、深く理解していくための取組を増やしていく必要がある。 ・「2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有」は、行政間の連携や意見交換等が活発に行われている。 今後は、行政以外の主体に対して、協働による成果を共有し、協働の機運の醸成と、その後の実践につなげていく必要がある。	個々の取組（資料5）や集計表から見える傾向、市の現状分析、審議会委員の皆様が普段実践している取組等で感じていることなどを踏まえ、自由に意見（評価）を記入してください。 《意見・評価の視点（例）》 ・多様な主体と協働の理念の共有を図っているか。また、より広く啓発等していくための課題や提案等 ・協働によるまちづくりの好事例等を、多様な主体で共有し、波及を図っているか。また、より波及させるための課題や提案等
	2 協働による まちづくりの 実践・成果の 共有 【No. 10～25】	16	7	8	1	0	16	11	9	7		
	推進する仕組み合計	25	9	13	2	1	24	18	16	13		

令和 5 年度 取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価（集計表）

（資料 4）

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析（市記入）及び意見・評価（審議会委員記入）	
			A	B	C	D 未実施	市 （行政）	まちづ くり活 動団体	事業者	市民	【市】 現状分析	【審議会委員】 意見・評価記入欄 （事前記入可）
②特性を生 かしたまち づくり	1 協働による 持続可能なま ちづくりを支 える環境整備 【No. 26～48】	2 3	1 1	1 2	0	0	2 3	2 1	2 1	1 7	《現状分析》 ・市の責務である、「環境の整備（まちづくり活 動のための施設整備や情報共有、交流の機会 の提供など）」においては、報告があった事業数が 2 3 事業と比較的多い。 市民センター等の市の施設を活用し、ワーク ショップや各種講座等を積極的に開催し、それ ぞれの主体が役割分担しながら、地域課題の解 決を図っている。	個々の取組（資料 5）や集計表から見える 傾向、市の現状分析、審議会委員の皆様が普 段実践している取組等で感じていることなど を踏まえ、自由に意見（評価）を記入してく ださい。 《意見・評価の視点（例）》 ・市民がまちづくり活動を行うための環境整 備を図っているか。また、より推進していく ための課題や提案等 ・地域課題を解決するためのコミュニティビ ジネスの普及を図っているか、また、より普 及するための課題や提案等
	2 コミュニテ ィビジネスの 普及と推進 【No. 49～53】	5	0	2	3	0	5	1	4	1	《課題等》 ・「コミュニティビジネスの普及と推進」につ いては、ビジネスコンテストや創業セミナーの開 催、相談窓口の設置など、各種取組が行われて いるが、報告があった事業数が 5 事業と多くは なく、協働のプロセス評価 A の事業数が 0 事業 となっている。 コミュニティビジネスについて、より多くの 主体に興味・関心をもってもらい実践を促すた め、情報提供や相談機能の充実が必要。	
	3 地域課題解 決に向けた円 卓会議の推進 【No. 54～61】	8	2	6	0	0	8	8	6	4	・「地域課題解決に向けた円卓会議の推進」につ いては、さまざまな地域で円卓会議が行われて いるが、報告があった事業数が 8 事業と多くは ない。 より多くの地域・地区等で円卓会議を推進し、 地域課題の解決につなげていくため、職員のフ ァシリテートスキルの向上や、行政以外の主体 からの人材発掘等が必要。	
	推進する仕組み合計	3 6	1 3	2 0	3	0	3 6	3 0	3 1	2 2		

令和5年度 取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価（集計表）

（資料4）

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析（市記入）及び意見・評価（審議会委員記入）	
			A	B	C	D 未実施	市 （行政）	まちづ くり活 動団体	事業者	市民	【市】 現状分析	【審議会委員】 意見・評価記入欄 （事前記入可）
③情報発信 による信頼 関係づくり	1 受け手の立 場に立った情 報発信・共有の 推進 【No. 62～74】	1 3	5	7	1	0	1 3	1 0	1 3	1 2	《現状分析》 ・市としては、行政情報や各種行事、災害情報、助成金情報など、情報の内容ごとにターゲットを定め、さまざまな情報発信媒体（HP・LINE・紙・テレビ・ラジオ等）を使い分け、必要な情報を正確に伝えるため、より受け手の立場に立った情報発信に取り組んでいる。 《課題》 ・協働のプロセス評価 A の事業数が5 事業と多くはない。 膨大な情報や発信媒体等が溢れており、より確実・正確な情報を提供しつづけるためには、スキル等の向上や発信媒体の育成等が必要。 また、それぞれの主体が、新たな情報媒体等について積極的に理解・受容するなど、多様な主体が互いに協力して取り組む必要がある。	個々の取組（資料5）や集計表から見える傾向、市の現状分析、審議会委員の皆様が普段実践している取組等で感じていることなどを踏まえ、自由に意見（評価）を記入してください。 《意見・評価の視点（例）》 ・情報発信による信頼関係づくりを図っているか。また、より推進していくための課題や提案等 ・普段、情報受け取る際に感じている意見等
推進する仕組み合計		1 3	5	7	1	0	1 3	1 0	1 3	1 2		

令和 5 年度 取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価（集計表）

（資料 4）

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析（市記入）及び意見・評価（審議会委員記入）	
			A	B	C	D 未実施	市 （行政）	まちづ くり活 動団体	事業者	市民	【市】 現状分析	【審議会委員】 意見・評価記入欄 （事前記入可）
④人づくり	1 知識・技能 をまちづく りにつなげ る 【No.75～80】	6	5	1	0	0	6	6	6	6	《現状分析》 ・まちづくりを推進する上で、喫緊の課題である「人づくり」については、報告があった事業数が36事業と、積極的に取り組んでいる。 多様な主体が連携し、廿日市市で学ぶ子どもたちが、地域の魅力や課題を学び、地域への愛着や誇りを醸成するための支援を行っている。 子どもたち自らが、学習の成果や地域の魅力を発信する場や機会を提供するなど、シビックプライドの醸成及び将来の担い手づくり等につなげるさまざまな取組を行っている。 《課題等》 ・協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成のため、地域のコミュニティ活動等への関わりを増やしていく必要がある。 また、プライベートでの参加が理想的ではあるが、業務の中で、より現場に足を運ぶことで、地域との関わりを増やして行くことが必要。	個々の取組（資料5）や集計表から見える傾向、市の現状分析、審議会委員の皆様が普段実践している取組等で感じていることなどを踏まえ、自由に意見（評価）を記入してください。 《意見・評価の視点（例）》 ・将来のまちづくりを担う人材の育成を図っているか。また、より推進していくための課題や提案等
	2 若い世代が 参加しやすい 機会づくり 【No. 81～88】	8	4	3	0	1	7	5	5	5		
	3 リーダーシ ップを発揮す る人材の育成 支援 【No. 89～96】	8	5	3	0	0	8	5	8	5		
	4 人材を見い だすための交 流や機会の提 供 【No. 97～104】	7	1	6	0	0	7	7	6	5		
	5 協働による まちづくりの 担い手として ふさわしい職 員の育成 【No. 105～111】	7	2	2	3	0	7	5	3	2		
推進する仕組み合計		36	17	15	3	1	35	28	28	23		

令和5年度 取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価（集計表）

（資料4）

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析（市記入）及び意見・評価（審議会委員記入）	
			A	B	C	D 未実施	市 （行政）	まちづ くり活 動団体	事業者	市民	【市】 現状分析	【審議会委員】 意見・評価記入欄 （事前記入可）
⑤評価及び 支援	1 互いを知り 合う場の充実 【No. 112～115】	4	1	3	0	0	4	4	4	4	《現状分析》 ・多様な主体が出会い、学び合い、つながるための交流会や情報交換会など、互いを知り合う場を設け、より一層の協働の推進を図っている。 また、市民等が安心して地域貢献活動を行えるよう、地域貢献活動保険や市民活動等に関する相談窓口等を設けるなど、まちづくり活動を支援している。 協働で取り組んだ主体においても、報告があった4事業の全てにおいて、まちづくり活動団体、事業者、市民と協働で取り組むことができる。 《課題等》 ・「互いを知り合う場の充実」の事業数が4事業と多くはないため、これまで以上に、市の施設を活用し、交流会等を企画・実施するなど、多様な主体が出会い、つながるための場や機会を提供していく必要がある。 ・「市による評価及び支援」において、報告があった8事業のうち、協働のプロセス評価 A が1事業のみとなっている。 取組の評価等が容易ではない場合もあるが、評価の基準の見直し等により、可能な限りの適切な評価を行い、協働の推進につなげることが必要。	個々の取組（資料5）や集計表から見える傾向、市の現状分析、審議会委員の皆様が普段実践している取組等で感じていることなどを踏まえ、自由に意見（評価）を記入してください。 《意見・評価の視点（例）》 ・互いを知り合う場の充実により、多様な主体のつながりや、協働を促せているか。また、より推進していくための課題や提案等 ・協働による取組等の実践者等への支援や評価により、一層の推進を図っているか、また、より推進していくための課題や提案等
	2 市による評価及び支援 【No. 116～123】	8	1	6	1	0	8	8	5	5		
	推進する仕組み合計		1 2	2	9	1	0	1 2	1 2	9		
全体合計		1 2 2	4 6	6 4	1 0	2	1 2 0	9 8	9 7	7 9		

* 「市(行政)」には職員も含みます。
* * ここでいう「市民」とは市やまちづくり活動団体、事業者以外の市民のことを指します。

令和5年度

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
①めざすまちに向かって	1 協働の理念の共有	1	協働によるシンポジウムや講演会等の開催	地域振興課	継続	1	協働によるまちづくり交流会	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が出会う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター指定管理者と連携して、協働によるまちづくり交流会(セミナー、講演会、ワークショップ等)の開催による交流の場と機会を提供する。	「防災」や「健康」、「スポーツ」をテーマとした講演会を開催。 (i .みんなの防災教室:5回、ii .みんなの健康教室:4回、iii .スポーツで育むまちづくり講演会:2回)	指定管理者への支援	・企画・実施(i 廿日市市公衆衛生推進協議会) ・講師(i .技術士会、ii .広島県環境保健協会等)	・企画・実施(指定管理者:株式会社オオケン) ・講師(ii .山陽女子短期大学、iii .株式会社サンフレチエ広島、株式会社、広島ドラゴンプライズ)	参加者	B	指定管理者への支援が不足していたことから、今以上に連携をしていく必要がある。
				地域振興課	継続	2	情報交換会(地域自治組織対象)	・各地域自治組織が、互いに取り組んでいるまちづくり活動の事例を情報共有できる、学び合いの場を提供する。 ・地域と市が協働によるまちづくりを進めていくうえで不可欠な信頼関係を築くため、両者がフラットな立場で自由に意見交換ができる場を設定し、対話の機会をもつことで、地域課題の解決につなげていく。	廿日市市内28地区の地域自治組織を対象にした情報交換会を開催し、まちづくりチャレンジ応援補助金の採択案件などの発表等、廿日市市内での地域課題解決などの先進事例の共有と、地域と地域、地域と市の情報交換を実施する。	廿日市市内28地区の地域自治組織を対象にした情報交換会【テーマ】事業の見直しと担い手の確保を1回開催した。	【地域振興課、各支所地域づくり係】 企画、運営	【市内28地区の地域自治組織】 聴講、質疑、情報交換	講演(先進事例の紹介等、youtube期間限定配信あり)	なし	B	・地域自治組織と連携した企画運営の実施 ・対象者の拡大(代表者に加えて実際に各地区で活動されているプレイヤーなど)
				危機管理課	継続	3	情報交換会(防災士フォローアップ研修)	自主防災組織に所属されている防災士を対象に、地域防災に関する知識の習得、意識の醸成を図り、地域で活躍してもらうことを目的に研修会を実施する。	研修会の実施(全5回開催予定) 第1回目 講座「風水害について(仮)」 第2回目 講座「地震の施策(仮)」 第3回目 施設見学(防災公園等) 第4回目 講座「タイムライン、非難の呼びかけ避難態勢に関すること(仮)」 第5回目 講座「廿日市市の災害、歴史」「出前トークのしゃべり方協室」	研修会の実施(全5回開催予定) 第1回目 講座「大雨対策について」 第2回目 講座「地震対策について」 第3回目 施設見学(防災公園等) 第4回目 講座「気象について」 第5回目 講座「出前トークのしゃべり方教室」	イベントの企画、立案、実施	参加者(廿日市市各地域の自主防災組織)	講師(気象予報士、FMはつかりち)	なし	A	防災に関する啓発活動(出前トークなど)実施に必要な基礎を築くため、様々な分野の研修を実施した。
				地域振興課	継続	4	情報交換の機会を設ける	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が出会う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター指定管理者と連携して、市民活動ネットワーク登録団体の代表者等が集まる場を設け、交流の場を提供する。	市民活動センター指定管理者と連携し、まちづくり講演会の開催や市民活動センターフェスティバルの実行委員会の実施により、市民活動ネットワーク登録団体の代表者等が集まる場を設けた。	指定管理者への支援	参加者・交流者(市民活動ネットワーク登録団体)	企画・運営・参加呼びかけ(指定管理者(株)オオケン)	参加者(講演会の参加者)	B	指定管理者と連携をしながら、市民活動ネットワーク登録団体代表者が集まる場を提供した。参加者を増やし交流の輪を拡げて行く
		2	まちづくり講演会の開催【宮島】	宮島企画調整課	継続	5	宮島まちづくり未来ゼミ	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりの一助とするため、学識経験者などを招聘し、島民対象に未来ゼミ(講演会)を開催する。 ・未来ゼミを通じて、島民のまちづくりに対する意識醸成、主体性を培う。	空き家を考える会から発展したみやじまえまちプロジェクトを中心に、これからの宮島のまちづくりを考えるための講演会を計2回開催した。	講演会の企画、立案、実施	参加者	講演会の企画、立案、実施	参加者	B	今後、宮島でまちづくりを行うためのリーダーとなる人たちがみつかり、先進事例の具体例を学ぶことで今後の目指す姿の明確化を行った。今後は、宮島まちづくり宮島まちづくり基本構想の具現化に向け、不足している機能を担うための仕組み作りを進めていきたい。
		3	出前トーク等による協働の理念啓発	地域振興課	継続	6	出前トーク「協働のまちづくり」開催	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体が出会う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民等の集まる場に向いて出前トークを開催し、協働によるまちづくり基本条例や第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、市民等に協働の理念共有を図る。	実施していない	なし	なし	なし	なし	D	協働の理念や手法を広く周知するため、市民活動ネットワーク登録団体や市民等を対象として実施していくことを検討する必要がある。
				地域振興課	継続	7	若手職員の協働によるまちづくり研修	協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成するため、若手職員を対象に、協働の理解促進と意識啓発に資する研修を行う。	若手職員を対象とした研修を開催し、協働によるまちづくり基本条例と第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、協働の理念共有を図る。	協働によるまちづくり職員研修兼地域コミュニティ活動体験研修報告会を実施し、市、まちづくり活動団体、事業者、市民の4者から平良地区の防災について話をいただいた。(1/30)	・研修の企画及び実施 ・講師及び参加者(市職員)	研修の企画、講師(平良地区自主防災会)	・研修の企画・運営支援(地域創生事業パートナーズ) ・講師(広島トヨベット株式会社)	講師(平良地区にお住まいの防災士)	A	研修を開催するにあたり、数回にわたって打合せを行ったことで、まちづくりに関わる多様な主体から話を伺うことができ、結果として協働の理解促進ができた。

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
①めざすまちに向かい	1協働の 理念の共有	4	協働事例集の作成と共有	地域振興課	継続	8	協働事例の発信	協働によるまちづくり推進計画に基づき、廿日市内で実践されている協働事業の実践事例を広めて、協働によるまちづくりの理念共有を図る。	・協働事業の実践事例を把握する。 ・庁内やまちづくり活動団体の活動の参考となるよう、方法を工夫して発信する。 ・庁内や審議会、まちづくり活動団体へ、協働事例の共有を図る。	協働事例については、市HPに掲載しているが、令和5年度は更新できていない。	HPへの掲載	閲覧者	閲覧者	閲覧者	C	協働事例の追加ができていないので、この取組においては、協働に必要な視点を取り入れて動くことはできなかったが、既存の成果物で情報発信していた。今後は、もっと協働のプロセスが伝わる事例を協働で発信していきたい(プレイヤーズハンドブック等を検討)。
		5	オンラインを活用した幅広い世代や遠隔地からの参加機会の提供	地域振興課	継続	9	協働によるまちづくりについて啓発(HPやSNSで啓発)	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	HPやSNSを通じて、協働によるまちづくりの理念啓発に関する記事掲載や、協働によるまちづくりに関する事業の実践事例の紹介をする。	第3期協働によるまちづくり推進計画の内容や協働事例集を市HPに掲載しているが、更新できていない。	協働によるまちづくり審議会や推進計画・事例集等についてHPへ掲載	なし	なし	審議会委員として審議会に参画し協議するHPの閲覧等	B	審議会で審議した内容等をHPへ掲載することで、閲覧者が協働に対する理解を深めるための取組を継続した。協働の事例集の追加等がなかったため、今後は積極的に調査等を行い、他の主体と協働で発信できる情報を増やしていきたい。
	2協働によるまちづくりの実践・成果の共有	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催	地域振興課	継続	10	地域連携会議	地域振興部内所属の連携を図るとともに、各所属が抱える地域課題の解決に向けた取組の相互点検、助言を行うため、毎月の定例会を開催する。	会議の開催 【開催日】原則、毎月第3水曜日(ただし、12月及び令和5年3月を除く) 【構成員】地域振興課、中山間地域振興室、まちづくり支援課、スポーツ推進課、各支所地域づくりの係長(GL)相当職員(必要に応じて担当者も出席可。案件に応じて部内他課及び部外関係課も出席可) 【議題】部内の課題の共有、検討及び提案(まちづくりチャレンジ応援補助金、情報交換会、市有集会所の取扱い等)	計8回実施し、部内の課題を共有・検討した。	【参加者】地域振興課、中山間地域振興室、スポーツ推進課、各支所地域づくり係に加え、健康福祉総務課や生涯学習課などからも参加してもらい、部局を横断して実施	なし	なし	なし	B	・情報を共有して議論する場として機能しており、事業目的をおおむね達成できた ・今後も継続していく。
				佐伯支所	継続	11	地域連携会議(佐伯支所)	・佐伯支所(地域)内の組織の連携を図り、佐伯地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域への支援に繋げる。 ・市政運営会議、政策監会議、部課長会議の情報共有を行う。 ・佐伯支所内各課、市民センター、保育園、消防署の連携を促進する。	地域連携会議を原則毎月開催 ・構成員:佐伯支所長、地域づくり担当課長、市民福祉担当課長、環境産業担当課長、建設担当課長、包括さいき所長補佐、津田市民センター長、友和市民センター所長、玖島市民センター所長、浅原市民センター所長、佐伯消防署長、津田保育園長、友和保育園長、地籍調査課長、地域づくり係長 ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて	計12回開催し、佐伯地域内の情報を共有して意見交換を行った。	・会議の開催調整(日程、議題等) ・会議への参加 ・地域課題の抽出⇒支援	なし	なし	なし	B	佐伯地域内の支所内各係、市民センター、保育園、消防署の情報共有を一定程度行えた。
				大野支所	継続	12	大野支所会議	・大野支所(地域)内の組織の連携を図り、大野地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域(市民)に最も近い業務を担うそれぞれの立場において、地域への支援につなげる。	大野支所会議開催 ・開催日時:毎月第2火曜日 ・構成員:支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括おおの所長、まるくる大野総括責任者、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所長、地域づくり係係長 ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて	大野支所会議開催 開催日: 4/11,5/9,6/13,7/12,8/8,9/12,10/10,11/14,12/12,1/9,2/13,3/12 ・構成員:大野支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括支援センターおおの所長、まるくる大野総括責任者、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所所長、地域づくり係係長 ・議題:各所属から情報提供、意見交換	・大野地域の組織の連携を図り、大野地域の情報共有及び課題解決を行う。(大野支所、包括おおの、大野西市民センター、大野東市民センター、大野消防署、大野学校給食センター)	なし	・大野地域の組織の連携を図り、大野地域の情報共有及び課題解決を行う。(まるくる大野、社会福祉協議会大野事務所)	なし	B	・大野地域の組織の連携を図り、大野地域の情報共有・意見交換を行えた。 ・各所属からの情報提供や提案を、より積極的に業務の改善や地域への支援につなげる。

推進 する仕 組 み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											＊ 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	＊ ＊ 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
①めざすまちに向かって	2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催	宮島支所	継続	13	支所の運営に関する事務 (島内連絡会議・管内課長会議)	事業目的 事業目的 事業目的	令和5年度事業内容 令和5年度事業内容 令和5年度事業内容	令和5年度事業実績 令和5年度事業実績 令和5年度事業実績	それぞれが実施する事業内容の説明や把握している情報及び課題を共有し意見交換を行った。	参加者 参加者 参加者	なし	なし	A	情報と課題を共有することで担当部署に速やかに引き継ぐ事ができた。 G7広島サミットの受入れについて、それぞれがもつ情報を共有し円滑に対応することができた。 また、コロナ禍後に再開された事業についても、相互連携の上速やかに進めることが可能であった。
				宮島企画調整課	継続	14	宮島まちづくり分科会	宮島地域のまちづくり事業を実施するにあたり、行政として島内課題を関係部局の職員が共有し、意見交換や来年度以降の予算要求につなげるため、連絡会議と分科会を開催する。連絡会議は「全体会」、分科会はテーマごとによる「特定部局の会」として開催する。 ※17分科会を設置し、事業の進捗度、予算執行度合いなどを勘案しながら都度開催する。	移住定住分科会、ゴミ関連課協議を開催した。	分科会、実証実験の実施	なし	実証実験への参加	なし	B	移住定住分科会では宮島に特化した移住定住、空き家の問題について関係所属で協議を重ね課題を共有した。ゴミ関連課協議では、テイクアウトゴミの対策を、実証実験を実施することで数値化し、関係課で現状の課題を共有した。今後は、地域と課題を共有し、それぞれの立場による役割分担を行うことで、蔵島神社にゴミが捨てられている現状の改善を行ってきたい。	
		2	まちづくり活動団体の活動支援【宮島】	宮島企画調整課	継続	15	いつくしま・まちなみ研究会等の活動支援	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを主体的に考え、活動している学識経験者などを中心に結成された「いつくしま・まちなみ研究会」や地元工務店を中心に結成された「伝建宮島工務店の会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区を後世に継承していく活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを主体的に考え、活動している学識経験者などを中心に結成された「いつくしま・まちなみ研究会」や地元工務店を中心に結成された「伝建宮島工務店の会」の活動を、行政の視点から支援した。	補助金の交付、事業の伴走支援	事業の実施	なし	参加者	B	「いつくしままちなみ研究会」は専門的な知識を活かし学術的な面から伝建を支えるため会を活性化していくことが課題で新たな取り組みを検討していく必要がある。「伝建宮島工務店の会」は伝統技術の復活と後継者育成の活動をし、令和6年度は土壁作成の見学会をすることにより自ら施工できる技術力取得に取り組む。	
		3	まちづくり活動団体の育成【宮島】	宮島企画調整課	継続	16	「みやじまの町家に親しむ会」の育成	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを、島民自身が主体的に考え、活動するため、市民センタークラブとして結成された「みやじまの町家に親しむ会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区に関心を持ち、郷土のことを学習する活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。 ・伝建を支える保存会を目指すための活動を開始する。	保存会を目指した活動として「みやじまの町家に親しむ会」の活動を支援し、講演会の開催等について会の中核メンバーと協議しながら実施した。	伴奏支援	事業の実施	なし	参加者	B	「みやじまの町家に親しむ会」はこれまで市民センタークラブとして活動していたため、保存会として活動するための体制づくりにはまだ時間を要する。今後、保存会となるためにも、活動の充実と、法人格の取得など体制の強化が必要。	
		4	パブリックコメント制度による市政への市民参画	交通政策課	継続	17	パブリックコメント	政策形成過程における市民等の行政参画を推進するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上を図り、市民参画型の公平公正で開かれた市政の実現を目的とする。	市の政策等を策定する過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に公表し、原則30日程度の期間を設けて市民等にその案に対する意見を求める。その意見を考慮して市としての意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表する。	廿日市市地域公共交通策定にかかるパブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施	市へ意見を投稿	市へ意見を投稿	市へ意見を投稿	A	パブリックコメントを実施し幅広く意見を募るとともに集まった意見を集約し、計画策定に可能な範囲で反映させた。
5	協働事業提案制度の構築	地域振興課	継続	18	まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	地域経営の仕組みを取り入れるなど、持続可能なまちづくりに取り組む地域自治組織に対し、地域力の維持・持続や地域における新たな活力創出に向けた活動を支援する。	・提案事業の募集案内 ・提案事業の事前相談会の実施 ・事業提案に係る企画・事業計画作成や、多様な主体とのマッチング支援 ・まちづくりチャレンジ提案事業審査会の実施、採択事業の決定 ・補助金交付(事業継続実施団体及び新規採択団体) ・継続実施事業及び新規採択事業の情報発信(情報交換会での発表等) ・継続事業向け報告会兼相談会の実施	・令和3年度及び令和4年度に採択した5事業(5団体)に対し補助金を交付し、継続2年目、3年目の事業の実施を支援した。 ・新規事業を募集した結果、2事業(2団体)の応募があり、審査会の結果、2事業(2団体)が採択され、補助金を交付して事業の実施を支援した。 ・継続実施事業及び新規採択事業の取組内容については、市ホームページ等で情報発信した。 ・令和5年度より、審査会のみでなく、事業者等から構成される審査員から助言を得られる場として、申請前の地区(2地区)を対象とした事前相談会(1回)及び事業継続中の地区(計10地区)を対象としたフォローアップ相談会(2回)を実施した。	【地域振興課・各支所地域づくり係】 事業計画全般に係る相談支援・補助金による事業費補助・審査会の開催・市ホームページ等を活用した情報発信	【(継続)佐方・原・阿品・阿品台・大野第2区(新規)串戸・玖島】 地域課題の解決に向けての取組実施、広報紙などでの取組内容の情報発信	【広島修道大学】 【株式会社YMF G ZONEプランニング】 【株式会社地域事業再生パートナーズ】 【AZLinks】 審査会の審査委員として事業に対する審査及び助言	なし	B	・各団体が自ら課題を発見し、市と相談しながら協働で取り組む姿勢が見られた。 ・また市職員による相談支援だけでなく、事業者等から構成される審査員から助言を得られる場として、事前相談会及びフォローアップ相談会を実施したことで、事業計画のブラッシュアップやアフターフォロー等、協働による地域自治組織への伴走支援を充実させることができた。 ※まちづくりチャレンジ応援補助金制度について、地域自治組織にとつて、より活用しやすい制度にするため、見直しを予定(R6:制度見直し検討※新規募集はなしで継続事業のみ R7:募集開始・審査会 R8:補助金交付を予定)		

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
①めざすまちに向かって	2協働によるまちづくりの実践・成果の共有	5	協働事業提案制度の構築	経営政策課	継続	19	随意契約保証型民間提案制度	多様化、複雑化していく行政課題に対応し、良質で持続可能な行政サービスを提供していくため、市民サービス向上や業務効率化につながる民間事業者の優れた提案について、「市に新たな財政負担を生じさせないこと」や「独自性があること」などを条件に、審査を経て協議が整った提案を随意契約することを前提として公募する。	・契約締結済みの事業については、担当課で着実に事業実施する。 ①「こどもがつくるまち・もり・うみ」の開催(株式会社勝谷) ②ESCOによる廿日市市への省エネルギーの提案(株式会社マリモライフ) ③ESCOによる市内複数施設LED機器の導入提案(日本電技株式会社) ④街路照明灯一斉LED化の提案(大和リース株式会社) ⑤太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力供給等の提案(株式会社ウエストエネルギーソリューション)	①「こどもがつくるまち・もり・うみ」の開催(株式会社勝谷) ・大野地域、阿品台地区で合計4回開催し、約540名の参加があった。民間提案制度による契約での実施は令和5年度が最終年度であった。令和6年度からは事業者の自主事業として継続することを確認している。 ②③④⑤ ・令和4年度中に各契約の工事が完了し、令和5年4月から電力供給を開始した。	①イベントの周知、会場確保など ②③④⑤ ・省エネルギー設備の不具合等の有無の確認、事業者への連絡	①参加者 ②③④⑤ なし	①イベントの企画、実施 ②③④⑤ ・省エネルギーサービスの提供	①②③④⑤ なし	A	①市と事業者との共催事業として実施する中で、お互いの役割を分担し、強みを活かしながらイベントの開催を実施することができた。広報誌等への掲載をすることで知名度も高まり、事業が定着し参加者も増えたことで効果が高まった。 ②③④⑤ 工事が完了し、サービス提供のステップに移行した。双方の役割を認識しながら、引き続き連携協力しながら提案当時の提案内容が履行されているかなどの確認を行っていく。
				地域振興課	継続	20	協働事業提案制度の構築	協働によるまちづくり推進計画に基づき、まちづくり活動団体同士など多様な主体によって、協働によるまちづくりの取組が進むよう、それぞれの主体による協働事業の提案制度を構築する。	提案制度構築に向けて、課題の洗出しやロードマップ作成をする。	けん玉交流会の開催(9/2)	指定管理者への支援	事業実施者(公益財団AFS広島支部、廿日市市国際交流協会)	事業実施者への支援(指定管理者:株式会社オオケン)	参加者	B	指定管理者や事業実施者へもっと支援ができたらと感じている。今後は、様々な主体が活発に提案・活動できるよう制度を構築する必要がある。
		6	施策実施に向けた市民等への調査	はつかいち市民図書館	継続	21	市民等へのアンケート調査	市の様々な施策の実施に関し、市民等の意見や意向を聞き、その意見等を施策に反映させる。	・調査対象や調査方法の企画 ・調査票の調製 ・調査対象者の抽出 ・調査票の配付・回収 ・調査結果の集計・分析	・図書館利用アンケート ・一般(紙・Web)、高校生(Web)、小中学生(Web)、職員(デスクネット) ・図書館HPに掲載、「廿日市市図書館基本計画」改訂に反映	市職員	なし	なし	小中高校生、来館者、アンケートに興味を持った方	A	図書館のサービス等に関する意見・要望等を広く利用者からいただいた。今後は、この意見を可能な限り取り入れていきたい。
		7	事業実施における市民参画	スポーツ推進課	継続	22	実行委員会方式による事業実施	・伝統ある佐北駅伝大会を佐伯地域で開催することで、スポーツを通じて地域住民の連帯感を強めるとともに、スポーツ推進へ寄与することを目的とする。	佐北駅伝記念大会	開催日:令和6年2月17日(土) 場所:水と緑のまち「さいき文化センター」 来場者数:約60名 内容: ・開会式 ・アスリート選手の講演(木村文子) ・大会選手、関係者による挨拶 ・アトラクション(万勝太鼓) 他	市長挨拶 補助金交付	特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会	なし	なし	C	令和5年12月14日、佐北駅伝大会実行委員会において、佐北駅伝大会については今後の大会運営の継続が困難であるため、中止されることが決定された。 また、その集大成として、その歴史を振り返る「報告会」を行うこととした。今回の報告会を持って、大会は終了とし、今後の開催予定はない。
					継続	23		・大竹市、廿日市市及び広島市の中学生の親睦・体力向上並びに長距離選手の育成・強化を図ることを目的としており、女子陸上競技の底上げを担っている。	中学校女子はつかいち駅伝大会	開催日:令和6年2月4日(日) 場所:ゆめ桜公園～住吉堤防 参加校:15校 参加ボランティア:125人	事業の企画、立案、実施	特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会、大竹市・廿日市市中学校体育連盟、広島市中学校体育連盟、廿日市市陸上競技協会、廿日市市スポーツ推進委員協議会、青少年育成廿日市市民会議、廿日市市スポーツ少年団	ゆめタウン廿日市、中国新聞社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	なし	A	廿日市市制記念に伴い開始され、これまで市民に親しまれる大会として根ざしている。女子中学生の大会のため、男子中学生の活動の場が少なく、課題とされている。
					継続	24		・日本プロ野球ファーム公式戦ウエスタン・リーグを安全に実施するとともに、このスポーツイベントを通じてスポーツを核としたまちづくりを、より効果的に推進し地域全体が連携することで、近隣市町からの誘客、地域内での回遊促進、観光振興及び地域の活性化、スポーツ推進へ寄与することを目的とする。	ウエスタン・リーグ公式戦	開催日:令和5年4月30日(日) 場所:HIROHAI佐伯総合スポーツ公園野球場 来場者数:2,200人(公式発表) 試合結果:広島東洋カープ 9－1 中日ドラゴンズ 飲食・体験コーナー:「ちいと山横丁」 出店数:14店 従事スタッフ:115名	事業の企画、立案、実施	参加者(一般社団法人はつかいち観光協会、廿日市商工会議所、佐伯商工会、特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会、佐伯地域コミュニティ推進団体連絡協議会、青少年育成廿日市市民会議、廿日市市女性連合会、FMIはつかいち、佐伯中央農業協同組合、廿日市市国際交流協会)	プレイヤー)広島東洋カーブ(運営協力)イズミテクノ・シンコースポーツ共同企業体(協賛)33社	競技の観戦	A	プロ野球の公式戦を実施するにあたり、佐伯地域連盟、スポーツ推進委員、廿日市市スポーツ協会、佐伯商工会等に協力いただいた。当日は来場者に寄り添った現場対応を実施することができ、広島東洋カープ球団にも高い評価をいただいている。大会をスムーズに進めるためにも、地元地域の理解と、地域ボランティアの協力は不可欠である。
			市民公募による会議の運営	地域振興課	継続	25	市民公募した委員が参加する審議会	審議会委員を公募することにより、市民の行政参画を推進する。	公募市民が参加した審議会における審議	協働によるまちづくり審議会を開催した。(7/27, 3/15)	会議の運営	委員6名(各地域コミュニティ団体、廿日市市国際交流協会)	委員3名(広島修道大学、県立広島大学、廿日市商工会議所)	委員5名	A	協働によるまちづくり推進に向け、事務局が提示した議事に対して積極的に審議していただいた。

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
②特性を生かしたまちづくり	1協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	1	市民活動センター・市民センターにおけるICTの利活用の促進	地域振興課	継続	26	ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体がICTを利活用できるよう、サポートを実施する。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動センターにおいて、ICT利用のための相談会の開催や、オンライン会議等のサポートを実施する。 ・IT知識の基礎学習やスキルアップのための講習会を開催する。	随時窓口で相談・対応を受付けた。	指定管理者への支援	相談者(市民活動ネットワーク登録団体)	対応者(指定管理者:株式会社オオケン)	なし		B	指定管理者と連携をし、ICT利活用のスキルアップを目的とした講座等の開催を検討する。
				まちづくり支援課	継続	27	ICTの利活用の促進	・市民センターにおけるICTの利活用を促進することにより、デジタル・デバйд解消に向けた取組を実施する。 ・新しい技術を活用した事業を実施することで、新しい「つながり」を拡充する。	・ICTの利活用の促進に向けた環境整備を行う。 ・デジタル・デバйд解消に向けた学習機会を提供する。 ・ICT活用講座オンライン開催や、SNSの活用等に関する事業を実施する。 ・オンライン、対面・オンラインの併用による事業を実施する。	・スマホ講座やオンライン会議、LINE活用に関する講座などICT支援をテーマにした講座を実施した。 ・町内会やボランティア活動での活用をめざしたパソコンの連続講座を実施した。 講座30事業 参加者数1,874人	講座の企画、立案、実施	講座の共催(阿品台コミュニティ、NPOあさはらなど)	講座の立案、講師(ソフトバンク株、日本ドローン機構、個人事業主など)	受講した成果を地域づくり活動に生かそうとする	A	事業者と共催して講座を実施することで、ICTを活用した市民活動の推進を図ることができた。 ICT機器を使ったオンライン会議システムの実施方法を学ぶことで、地域の会議など活用する機会の増加が見込まれ、多様な主体の参画につながる。
		2	中間支援組織の機能強化と、まちづくり活動への支援	地域振興課	継続	28	まちづくり活動への相談支援	市民と行政とのパートナーシップを形成しながら、市民活動が活発で、市民が主体となったまちづくりを進めるため、必要な情報や資源、技術などを提供することを目的とした市民活動団体と公共の団体などとの中間支援を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動団体からの個別相談や市民活動なんでも相談日などを通じて、課題に応じた情報や資源、技術などを提供する。	「市民活動なんでも相談日」(毎月第2、第4木曜日)を開催し、まちづくり活動等に関する相談ができる場を提供した。(相談件数:4件)	・事業の企画・運営支援 ・相談者(市職員)	相談者(2団体)	・事業の実施・相談員(指定管理者:株式会社オオケン) ・相談員(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター)	相談者(1名)	B	相談内容等について、市、指定管理者、相談員とで情報共有をすることができている。
		3	新しい技術を活用した「つながり」の拡大	まちづくり支援課	継続	29	対面・オンラインの併用による講座の実施	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照								
		4	協働によるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	地域振興課	継続	30	協働によるまちづく交流会	1-1-1「No. 1 協働によるまちづくり交流会」を参照								
				地域振興課	継続	31	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照								
				地域振興課	継続	32		1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照								
		5	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援	中山間地域振興室	継続	33	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援(定住促進)	人口減少や高齢化の著しい中山間地域に地域支援員を配置し、佐伯・吉和地域の魅力発信及び移住・定住の支援を行い、両地域の将来の担い手の確保する。	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動 ①空き家の掘り起こし・危険空き家の現地確認 ②空き家バンクの企画運営補助 ③移住希望者からの相談対応・空き家の提供者と居住希望者とのマッチング ④SNSを利用した本市の中山間地域の魅力発信	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動 ①空き家の掘り起こし ②空き家バンクの企画運営補助 ③移住希望者からの相談対応・空き家の提供者と居住希望者とのマッチング ④SNSを利用した本市の中山間地域の魅力発信	・移住・相談対応 ・HP等での空き家情報等の発信 ・地域の円卓会議への参加	空き家の掘り起こし、バンク登録への促進を図った。 ・津田商店街を創る会 ・コミュニティ吉和	地域版空き家バンクの運営 ・合同会社とこらぼ	空き家の情報提	A	津田地区において、地域版空き家バンク運営業務を地域の交流拠点の場を運営する事業者に委託することができた。 今後は、業務委託の範囲を他地区・地域に広げていく予定。
				中山間地域振興室	継続	34	浅原地区活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある浅原地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、地域自治組織の活動支援や交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究、及び企画サポートなどを通じて、地域力の維持・強化を図る。	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る。 ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の支援、調査研究	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動を行った。 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る。 ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の支援、調査研究	・ビジョン作成支援 ・無人店舗に係るモニタリング会議の開催	・浅原の未来を創る会(あさみら)	・無人店舗、移動販売の運営(マックスバリュ西日本株式会社)	なし	A	令和4年度に引き続き浅原の未来を創る会がビジョン策定ワークショップを開催し、令和5年6月に「あさはらビジョン2023」のお披露目会が行われた。 また、浅原交流会館にて無人店舗、移動販売を継続し、買い物支援による持続可能なまちづくりを推進している。
				中山間地域振興室	継続	35	玖島地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある玖島地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、①地域自治組織の活動支援、②交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、③地域活動への事業所の巻き込み、④新たな視点を盛り込んだ事業展開、などを通じて、地域力の維持・強化を図る。	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・HPの開設及び整備 ・物販の強化 ・メディアへの発信	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動を行った ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・HPのリニューアル及び整備 ・物販の強化 ・メディアへの発信	地域支援員を中心とした玖島地区活性化に係る活動	玖島の里づくり交流拠点施設管理運営委託業務(玖島地区コミュニティ推進協議会)	旧玖島小学校校舎2階活用事業(サンビー株式会社)	なし	A	メディアやSNSを活用することにより、施設及び施設での取組の知名度が向上し、交流人口の増加、コミュニティによる自主事業の収益の増加など、地域力が向上した。
				中山間地域振興室	継続	36	佐伯高校の魅力化	地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手の育成を行うために、佐伯高校の存続に向けた、同校の魅力化の取組を支援し、地域力の維持・向上を図る。	佐伯高校の魅力化に係る活動として、次に掲げる活動 ①SNS等を活用した定期的な佐伯高等学校の魅力発信 ②地域と連携した魅力化の取組の企画・運営 ③学校が取り組む魅力化の取組の支援 ④公営塾の企画・運営	①市及び佐伯高等学校のSNSを活用し、魅力発信を行った。 ②地域イベントと佐伯高校生を繋ぐ等地域交流の支援を行った。 ③SAEKI QUEST(佐伯高等学校が行う探求授業)の支援を行った。 ④高校生対象の公営塾を全58回、中学生対象の公営塾を全9回開講した。	情報発信、イベント等支援、公営塾の開催	・SAEKI QUEST支援(地域コミュニティ) ・イベントの開催(津田商店街を創る会)	SAEKI QUEST支援(津田商店街)	佐伯高等学校を応援するのぼり旗設置	A	市、まちづくり活動団体、事業者、市民がそれぞれ関わり合いながら佐伯高等学校の魅力化を目的として協力して取り組んでおり、佐伯高等学校の魅力化向上と地域のまちづくりに貢献している。 今後とも継続して取り組む予定である。

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
②特性を生かしたまちづくり	1協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	5	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援	中山間地域振興室	継続	37	吉和地域の活性化	暮らし続けられる吉和地域の実現に向けて、平成30年度に実施した各種アンケートの結果や意見交換で出された提案を基に、小さな拠点の形成にあわせ、多様な主体の参画(公民協働)により、地域の課題解決や活性化に向けた地域経営の仕組みづくりを支援する。	(1)地域住民等との意見交換コーディネート (2)地域づくりプランの推進	○地域づくりプランの推進に向けた検討及び活動 各部会の開催(地域づくり部会、福祉・健康部会、防災・安全部会、産業・観光部会)	移住定住相談窓口(吉和支所) 空き家バンク運営(住宅政策課) 情報発信(プロモーション戦略課)など	運営コーディネート(コミュニティよしわ)	クヴェーレ吉和中澤商事 社会福祉協議会吉和事務所 もみのき森林公園 潮原温泉 フォレストアドベンチャーなど	空き家情報の収集(地区長)	B	地域づくり部会は、目的や課題認識、実施過程を市民を含む関係者と相互に共有して進められつつあるが、その他の部会については、進捗度合いを高める必要がある。
				中山間地域振興室	継続	38	小さな拠点づくり(地域課題解決)	吉和地域では、近年の少子高齢化も相まって過疎化が進行しており、集落の暮らしを維持していくことが危ぶまれる状況にある。このような状況の中で、平成30年度から検討を進めている公共施設の再編を契機に、本地域の行政・防災、市民活動の拠点機能の強化や小さな拠点づくりの取組を進めることで、持続可能なまちづくりを目指す。	・お試しオフィス企業誘致	吉和での働き方・暮らし方のPRをするため、サテライトオフィスを設置した事業者等の協力のもと、PR素材(インタビュー動画等)を作成し、YouTubeやInstagram、市公式LINEといったSNS等で発信した。	お試しオフィス事業運営・企画立案、SNS発信	地域情報の紹介など	(株)パートナーズ	なし	B	吉和地域の魅力である「森の中での働き方・暮らし方」を伝えるため、吉和版ワーケーションプランを試作し、地域内の各施設でのテレワーク環境や暮らし体験等のモニタリング(モニターツアー)を実施
				農林水産課	継続	39	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	中山間地域における主要かつ生活に密着した産業である農業を持続可能なものにするため、農業・農村の持続化をテーマとした地域支援員を配置し、佐伯地域をフィールドに持続可能な農業の具体事例の実践と検証を行い、地域営農の継続と移住・定住促進を図る。	・地域住民との交流を通して、地域農業を継続するうえでの課題を抽出する。 ・遊休農地の活用にむけた水田で、栽培可能な特産品の栽培試験を実施する。	・中山間地域において、地域農業の現状やニーズの把握に努め、市民が自主的に行う農業に関わるイベント等を支援した。 ・生産者の販売チャンネルの拡大支援や活動内容などを発信した。 ・耕作放棄地の利活用に向けてのマコモタケの試験栽培、普及に努めた。	・友和市民センター ・浅原市民センター ・市(スポーツ推進課)	玖島コミュニティ推進協議会(玖島花咲く館)	メダカの学校	農業委員(マコモタケの作付・収穫など)	B	マコモタケの料理教室などを開催するとともに、マコモタケの販売や簡単な栽培方法についても説明し、普及に努めた。 ＜マコモタケ料理教室(兼食育授業)＞ 10/7 友和市民センター 10/16 玖島花咲く館 ＜マコモタケ試食会＞ 10/20 浅原市民センター 10/25 メダカの学校 11/10サンプルイズ応援イベント
		6	自治会・自主防災会等との連携	健康福祉総務課	継続	40	避難行動要支援者の避難支援	・災害対策基本法に基づき、高齢や障がいなどの理由で災害時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)の名簿を予め作成し、災害発生時の避難支援活動や安否活動に役立てる。 ・避難行動要支援者名簿は、地域自治組織、自主防災組織や民生委員等(避難支援等関係者)に情報提供し、地域における避難行動要支援者の避難計画(個別計画書)の策定や助け合いの体制を構築する。	・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難支援等関係者への名簿・地図等の情報提供、連携 ・アドバイザーによる避難支援体制の構築支援 ・広島県が実施する「自主防災組織による避難の呼びかけ体制構築の加速事業」と連携し、避難行動要支援者の避難体制を構築する。	・地域自治組織・自主防災組織等を対象とした避難支援活動情報交換会を2月に開催した。 ・防災部局と連携し、各地域での避難の呼びかけ体制づくりに取り組んだ。 ・各地域の防災関係の会議や新たに名簿提供の協定締結を検討している地域の会議等に参加し、避難行動要支援者避難支援制度の説明を行った。 ・避難行動要支援者名簿の更新時などに、地域自治組織・自主防災組織と意見交換を行った。	・名簿の更新 ・避難支援関係者への情報提供・連携	・地域における避難計画(個別計画書)の作成(地域自治組織・自主防災組織等)	・福祉専門職としての協力(社会福祉法人等)	助け合いの体制構築	B	様々な場面において、協働による役割分担で事業を進めることができた。 実効性のある避難計画となるよう、地域の意見を聞きながら、制度の見直しを検討し、専門職と連携した優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を作成を推進する。
		7	市民センターの地域運営	まちづくり支援課 中山間地域振興室	継続	41	市民センターの地域運営	地域自治組織が生涯学習の場であるとともに、地域づくりの拠点である市民センターを運営することにより、地域自治の向上を目指し、その機能を活かしてまちづくりを進める。	佐方、串戸地区及び吉和地域の地域自治組織による市民センターの管理運営	佐方、串戸地区の地域自治組織が市民センターを、吉和地域の地域自治組織が吉和ふれあい交流センターを指定管理により管理運営した。	地域づくりの拠点の提供	地域自治組織(佐方アイラブ自治会、串戸地区自治協議会、コミュニティよしわ)	なし	なし	A	年度の事業方針を共有し、目的や課題を互いに認識して実施した。指定管理者は、地域自治組織としての強みを生かし、地区・地域のまちづくりにつながる事業を実施した。
		8	まちづくり活動団体同士の連携促進	地域振興課	継続	42	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進するため、各団体の連携を促す。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・まちづくり交流会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動ネットワーク登録団体代表者研修会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動センターフェスティバルの開催による交流の場と機会を提供する。 ・さくらdeファミリーによる団体紹介を実施する。	①交流や情報収集の場として、「防災」や「健康」、「スポーツ」をテーマとした講演会・講習会を実施。(i .みんなで考える防災教室:5回、ii .みんなの健康教室:4回、iii .スポーツで育むまちづくり講演会:2回) ②市民活動センターフェスティバルを開催(3/3) ③さくらdeファミリーの発行	①③③指定管理者への支援	①企画・実施(ii 廿日市市公衆衛生推進協議会)、講師(ii .広島県環境保健協会等) ②企画・運営(市民活動センターフェスティバル実行委員会) ブース出店、参加者(市民活動ネットワーク登録団体) ③団体紹介原稿の執筆(市民活動ネットワーク登録団体)	①講師(i .技術士会等、ii .山陽女子短期大学等、iii .株式会社サンフレチェ広島、株式会社広島ドラゴンブライズ) ①②③企画・実施(指定管理者:株式会社オオケン)	①②参加者 ③閲覧者	B	市と指定管理者、指定管理者とまちづくり活動団体が連携することで、様々な人が交流する場の提供ができた。
				中山間地域振興室	継続	43	中山間地域回遊促進事業	・佐伯総合スポーツ公園のにぎわいづくりや、佐伯・吉和地域の交流拠点施設の来訪者を、地域内に点在する店舗や観光施設への回遊につなげ、交流人口や関係人口の拡大をめざす。 ・商工会、観光協会などと協議会を立ち上げ、地域団体、地域自治組織、地域活動団体などの参画のもと、実施する。	①キッチンカーの出店調整 ②マルシェの開催 ③LINEのショッピング機能を活用した回遊促進イベント及び抽選会の実施等	①キッチンカーの出店(17回) ②マルシェの開催(3回) ③スタンプラリーの開催(2回)	・イベントの出店調整 ・HP等での情報発信	・イベントへの参画 ・情報発信(はつかいち森の遊び場協議会)	・イベントへの参画 ・情報発信(佐伯総合スポーツ公園)	・イベントへの参加 ・LINE友達登録	A	まちづくり活動団体との情報共有や連携ができた。 今後、さらなる巻き込みや役割分担を行い、事業推進していく必要がある。

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
②特性を生かしたまちづくり	1協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	8	まちづくり活動団体同士の連携促進	地域包括ケア推進課	継続	44	生活支援体制整備事業	・日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーター(SC)を配置し、地域に不足する生活支援サービスの把握、及び創出、関係機関・団体との連携体制づくり、及び情報共有、地域の支援ニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングなど、生活の面から支援体制の充実を図る。 ・見守り機能を持つ通いの場づくりや、電球の交換やゴミ出しなどの軽度な生活支援を必要とする高齢者のニーズに対応する支援体制を整備するため、住民主体の話し合いの場となる協議体づくりを推進する。	①地域の中の見守り活動の推進 ②地域別アセスメントシートの作成(更新・情報共有)	①'各地域(町内会等)における見守り活動のための話し合いの場(地域住民をはじめ、SC、民生委員、福祉専門職等が居合わせるサロンや会議、座談会等)に出向き、異変を感じたり気になる地域住民について話し合い、その解決策について検討し、見守り活動を支援した。 ②'地域別アセスメントシートの内容は適宜更新しており、人事異動に伴う引き継ぎ資料としても使用されているため、各地域の状況や支援が蓄積されている。一方で、令和4年度に実施したようなSC同士での内容の情報共有や深掘り(支援における工夫点(テクニックやスキル、マインド、知識、協働のパートナー等)、経緯、意図等)が実施されず、横展開効果が薄かったのは反省点だった。	・担当課(事業の委託、SCの支援) ・地域包括支援センター	・社会福祉協議会 ・地域自治組織 ・地域自治組織の福祉部	なし	・民生委員児童委員 ・サロン世話人	B	●毎年の状況や課題の概要は大きく変化しにくい ●連携を深め、関係部署との連動性のためには対話が重要であるが、その機会や裾野の広がりがまだまだ十分ではない。
		9	移住定住のきっかけをつくる地域との連携	住宅政策課	継続	45	リノベーションによるお試し住宅を活用したワークショップ	・中山間地域において、多様な主体と市との協働により空き家等の活用に係る取り組みを実行するため、中山間地域の市営住宅をリノベーションワークショップによりお試し住宅とした部屋を活用し、戦略的かつ具体的な実践モデルを創出する。 ・地域の方々との連携を深め、協働によりお試し住宅で地域等交流ワークショップをすることで、中山間地域への移住を促し、空き家バンク制度の更なる活用により定住を促進させる。	協働によるリノベーションワークショップにおいて、整備した市営向原住宅の一室であるお試し住宅を活用し、入居者とともに地域等との交流を図るため、ワークショップを開催する。	市営向原お試し住宅、その他浅原の空き家物件3軒を巡る、「浅原空き家巡りツアー」を行った。	イベントの企画、立案、実施	イベントの企画、立案、実施(寺子屋ランプ)協力 (「特非」NPOあさばら)	イベントの企画、立案、実施(地域事業再生パートナーズ、合同会社とこらぼ、Katalyst)	参加者	A	空き家巡りツアーを通して、参加者と地域の人たちとの交流を図ったことで、移住定住に関する多くの意見や話を聞くことができた。また、浅原や中山間地域の魅力、市の取り組みを知ってもらい、より具体的に移住定住を考えてもらう機会を設けることができた。 今後は、今回の成果をもとに、地域との連携を図りながら、移住定住の促進に向けた新たな取組みを進めていきたい。
					継続	46	宮園地区住まいづくり調査	・住宅団地における少子高齢化が進行し、特定の年齢層が多く住むという団地の特性から、空き家が一気に進行する恐れがあるため、若年・子育て世帯等の転入、多世代同居の促進等を通じて、住宅団地の活性化を図ることが課題となっている。 ・こうした背景を踏まえ、宮園地区における住民の今後の住まいづくりや暮らしやすさを現代様式に見直し、住宅団地の良好な環境を維持しつつ、地域の活性化を図ることを目的とする。	・令和4年度に実施したアンケート調査結果を基に、課題抽出とニーズの把握を行う。 ・地域のコミュニティや各種団体との協議を実施する。 ・地域の実情を踏まえた住民主体による住まいづくりを行うための勉強会を開催し、住民の住まいづくり体制を検討する。	・勉強会に代わる地域住民を対象にした意見交換会(全5回)を開催した。 ・意見交換会の企画にあたっては、地域コミュニティや関係部局と協議し決定した。 ・今後地域主体として取組を進めるための活動指針を作成した。	意見交換会の企画、立案、実施	なし	意見交換会の企画、立案、実施、コーディネート(㈱地域事業再生パートナーズ)	意見交換会の企画、立案、実施	A	アンケート報告会や意見交換会の実施を通して、より多くの住民に、地域課題やニーズを自分事として捉えてもらうことができた。 これまでの活動は、「住み続けられる、次世代に選ばれる宮園団地をみんなでつくる」をテーマに行ってきたが、若年層の参加が少なく、住まいづくりに関する意識の醸成がまだ足りていない。 今後は、地域主体を前提とした上で、若年層を含む、より多くの層を巻き込んだ形で、住まいづくりに対する取組を進めていく必要がある。必要に応じて、行政(関係部局)は支援していく。
		10	地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動	地域包括ケア推進課	継続	47	通いの場の支援(一般介護予防事業)	・高齢者が有する能力に応じて、自立した日常生活を送ることができるように支援することを目的とする。 ・通いの場は、高齢者の身近な場所(市民センター、集会所、その他)で、いきいき百歳体操などの簡単な運動を週1回以上行っており、定期的に集まることで、互いに気にかけて合う気持ちが醸成され、介護予防や閉じこもりの防止だけでなく、日常的な支え合いや見守り等につながっている。	・いきいき百歳体操を活用した通いの場づくりの支援を行う。 ・いきいき百歳体操のフォローとして、体力測定とともに、3か月後に口腔ケアのミニ講座、6か月後に栄養講座のミニ講座、1年後に認知症の理解、1年半後にこれから手帳の講座と予防に関するミニ講座を行う。	・令和5年度いきいき百歳体操への支援は133回実施した。 ・通いの場(いきいき百歳体操)の合計は85か所 で、令和5年度は新たに9か所立ち上がった。	地域包括支援センターと協力し、百歳体操への支援を実施。市で行う介護予防教室の参加者を住民主体の通いの場へつなげる支援。	なし	社会福祉協議会による通いの場の立ち上げの支援。 地域リハビリテーション広域支援センターや歯科衛生士会、在宅栄養士会等の専門職が出前講座を行う。	通いの場の運営	B	市が企画した介護予防事業の参加者が住民主体の通いの場への参加や新たな立ち上げができるように、地域包括支援センターや社会福祉協議会との協働を進めていく必要がある。高齢者が自立した生活を送り続けることができるよう、今後も通いの場の参加者と連携を取りながら、継続的な支援を行っていきたい。
				健康福祉総務課	継続	48	民生委員・児童委員活動	住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。	(1)地域福祉活動の推進による地域共生社会の実現 ①相談支援活動の充実 ②災害時避難行動要支援者避難支援活動の推進 ③高齢者への支援活動の充実 ④障害者への援助対策の推進 ⑤児童委員活動の充実強化 (2)広報活動の充実 ①民生委員児童委員活動のPRの実施 ②「市民児協だより」の発行 (3)組織基盤の強化及び連絡調整 ①理事会、会長会議、各部会及び地区定例会等での意見交換の推進 ②報告・連絡・相談の強化 ③行政機関、社会福祉協議会、各種関係機関との連携強化	・相談や見守りを行った。 ・市民児協だよりを2度発行し、PDFデータを市HPに掲載した。 ・理事会をはじめ、組織としての活動を行った。	・市民児協事務局 ・委員から相談のあった事業への対応	・民生委員の活動に対する理解と協力(地域自治組織・自主防災組織等)	・民生委員との連携(福祉事業所等)	・民生委員の活動に対する理解と協力	A	・様々な場面で、協働による役割分担で事業を進めている。 ・地域の中で、民生委員の担い手が不足している。

推進 する仕 組み	施策の 方向性	主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価		
										* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)	
②特性を生かしたまちづくり	2 コミュニティ ビジネスの普及と推進	1	まちづくり活動団体向けのコミュニティビジネスの勉強会・相談会の開催	地域振興課	継続	49	市民活動なんでも相談	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動なんでも相談を開催し、コミュニティビジネスの相談を受ける。企画立上げの支援や、他団体の情報提供などを行う。 ・具体的なビジネスに関する内容の相談については、産業振興課と連携を図る。	市民活動なんでも相談は実施したが、コミュニティビジネスに関する相談はなかった。	事業の企画・支援	なし	・事業の実施・相談員(株式会社オオケン) ・相談員(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター)	なし	C	コミュニティビジネスの現状やニーズを把握する必要がある。また、市民活動なんでも相談開催の周知を事業者とともに協議していく必要がある。	
		2	地域に密着した課題を解決するコミュニティビジネスへの支援	産業振興課	継続	50	コミュニティビジネスへの取組支援	・市内事業者や創業希望者を対象に様々な相談に対応し、事業者や創業希望者の課題解決を図る。 ・創業希望者に創業のポイントや基礎知識を習得してもらい、創業のきっかけとする。 ・創業セミナー受講者を対象に、創業計画の振り返りや先輩创业者の交流、相談などを通じ、セミナー終了後の伴走支援を行う。	・各種相談に対応する個別相談会の実施(月3回) ・創業セミナーの開催(年4回コース)	・個別相談会:毎月3回実施 ・個別相談会の相談者:延べ106件(リポート延べ68人) ・相談内容:事業計画、人材、広告販促、補助金等 ・相談者の評価:解決した又は解決するきっかけとなったを合わせて97% ・創業セミナー(しゃもじん創業塾)全4回実施、参加者33名中25名が創業又は創業に向けた準備を準備をしている。	相談者・相談員との日程調整、実施 セミナーの企画・立案・実施	なし	なし	B	セミナーを受講した方の6名が地域との繋がりから起業した。今後もコミュニティビジネスを含めた創業支援ができる体制・事業を継続したい。	
				地域振興課	継続	51		地域主体の課題解決の一つの手段であるコミュニティビジネスに対する興味関心や理解の促進、情報共有を行う。	・コミュニティビジネスの事例紹介を行う。 ・コミュニティビジネス実施に向けた中間支援を実施する。	労働者協同組合法課題解説セミナーに参加した。(8/29)	・参加者(市職員3名) ・主催者(広島県) ・講師(厚生労働省)	講師(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)	なし	なし	C	セミナーに参加し、学んだことをまちづくり活動団体等に情報共有する必要がある。
				産業振興課	継続	52		ビジネスチャレンジコンテストの活用	創業に関心がある人や創業希望者からビジネスプランを募集するコンテストを実施し、創業希望者の掘り起こしや創業意識の醸成を図る。	ビジネスチャレンジコンテストの実施(ビジネスプランの募集、審査、優秀なビジネスプランの表彰)	・一般・大学生からの応募累計は16プラン。 ・うち一次審査を通過した5名のプランの発表会を実施。参加者は65名。	コンテストの企画・立案・実施	なし	コンテストの企画・立案・実施(廿日市商工会議所) (株式会社BPL)	ビジネスプラン発表会の審査(一般参加者)	B
	3	多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組への支援	地域振興課	継続	53	多様な主体への情報発信と相談支援	多様な主体に対し、コミュニティビジネスについて情報を発信することにより、協働による持続可能なまちづくりの取組への支援を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動なんでも相談などにより、まちづくり活動団体からの相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体との中間支援を行う。 ・市民活動に関する情報交換会や相談会などの開催により、コミュニティビジネスに関する情報を発信する。	市民活動なんでも相談は実施したが、コミュニティビジネスに関する相談はなかった。	事業の企画・支援	なし	・事業の実施・相談員(株式会社オオケン) ・相談員(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター)	なし	C	コミュニティビジネスの現状やニーズを把握する必要がある。また、市民活動なんでも相談開催の周知を事業者とともに協議していく必要がある。	
	3 地域課題解決に向けた円卓会議の推進	1	地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援	地域振興課	継続	54	まちづくり交付金の交付	廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、地区のまちづくりのパートナーである地域自治組織が実施する地域づくり活動に係る事業に要する経費を補助する。多様化する地域課題に対処するため、資金使途を特定せず、地域自治組織が使途を選択できるよう一括交付金として交付する。	・まちづくり交付金の交付申請、実績報告等の事務 ・地域情報の把握(関係所属及び社会福祉協議会等の関係団体との地域情報の共有、地域自治組織に対しての地域が抱える課題や最近の変化・ニーズ等のヒアリング、事業実施状況の把握及び地域自治組織との振り返りによる好事例や反省点の引継ぎ) ・地区の実情に適した事業提案、地域のニーズに合致した事業であるかの検証等、地域自治の推進に向けたコーディネート	市内28の地域自治組織に対して、おおむね5～7月に交付金を交付した。また、要綱等の見直しを随時を行っているほか、毎月開催している地域連携会議にて各関係課と情報共有を図っている。	【地域振興課、各支所地域づくり係】 ・交付申請、実績報告の審査、交付金ハンドブックの充実等 ・相談対応、課題解決の支援	【地域自治組織】 ・交付金を活用した事業の実施や地域課題の解決	なし	まちづくり活動団体以外の市民の参加	B	地区担当制を導入し、より細やかな伴走支援が行える体制を構築している。また、他の補助金との統合(申請手続きの簡略化)など適宜見直しを実施していく。
					継続	55	まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	1-2-5「No. 18 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照								
				中山間地域振興室	継続	56	小さな拠点づくり(地域課題解決)	2-1-5「No. 38 小さな拠点づくり(地域課題解決)」を参照								
				中山間地域振興室	継続	57	小さな拠点づくり(玖島地区)	将来にわたって暮らし続けられる玖島地区を目指し、玖島の里づくり交流拠点施設の整備を行う。	・地域の運営組織体制の整備を促進する。 ・校舎1階を活用しているコミュニティ組織及び校舎2階活用事業者が円滑に事業運営を行えるよう、適切に施設管理を行う。	・地域の運営組織体制の整備を促進した。 ・校舎1階を活用しているコミュニティ組織及び校舎2階活用事業者が円滑に事業運営を行えるよう、適切に施設管理を行った。	・地域の運営組織体制の整備促進 ・施設管理	玖島の里づくり交流拠点施設管理運営委託業務(玖島地区コミュニティ推進協議会)	旧玖島小学校校舎2階活用事業(サンビー株式会社)	なし	A	校舎1階を活用しているコミュニティ組織及び校舎2階活用事業者が円滑に事業運営を行うことができた。
				中山間地域振興室	継続	58	小さな拠点づくり(浅原地区)	将来にわたって暮らし続けられる浅原地区を目指し、交流拠点施設を活用した人材育成・交流促進を行うとともに、現時点における住民ニーズを踏まえながら地域住民と一緒に、地域経営の仕組みを構築する。	次の事業の伴走支援を行う。 ・NPO法人によるあさはらまちづくり交流センターの指定管理	・NPO法人による指定管理者制度導入に向けた運営体制など支援した。	・指定管理の運営組織体制の整備 ・指定管理者の選定	・NPOあさはら	・NPOあさはら	なし	A	NPO法人によるあさはらまちづくり交流センターの指定管理伴走支援を行うことができた。

推進 する仕 組み	施策の 方向性	主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価		
										* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)	
②特性を生かしたまちづくり	3 地域課題解決に向けた円卓会議の推進	1 地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援	宮島企画調整課	継続	59	島づくり組織の設立支援・座談会の開催	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、島民を対象に「まちづくり座談会(年度途中に名称変更の可能性あり)」を開催する。座談会の中で、島民ニーズを確認しながら、地域づくりの主体、核となる人材を発掘、育成し、「島づくり組織」の組織化を目指す。 ※島づくり組織設立準備会の年度内設立を目指す。	・持続可能な宮島観光地域づくり補助金を新設し、ええまちプロジェクトプロジェクト、中江町ベンチで活性化協議会の事業を補助した。	伴奏支援	事業の実施	なし	参加者	B	新設した持続可能な宮島観光地域づくり補助金を活用した2団体の事業については伴走支援を行い、事業のスタートアップの支援を行った。	
		2 町内会加入促進	地域振興課	継続	60	町内会等加入促進事業	地域力の維持・持続を目的に、地域主体のまちづくりを進めていくため、関係団体と連携して町内会等への加入促進に取り組む。	・町内会・自治会Q&Aの更新 ・町内会等加入申込書受付ポストの設置 ・市HPでの町内会等加入申込フォームを活用した加入申込者と町内会長とのマッチング支援 ・広報はつかいちへの加入促進記事掲載 ・転入者向け町内会等加入促進チラシの更新、多言語版チラシの更新及び市HPへの掲載、外国人労働者を雇用している企業への案内	・「町内会Q&A」更新・配布効果 →市民の方からの町内会に関する問い合わせへの回答の際に、町内会連合会と作成した町内会Q&Aを用いることで、スムーズかつわかりやすく伝えることができた。 ・「加入申込書HPフォームやLINE申請」の活用 →令和5年度は計62件の申込者と町内会長をマッチングすることができた(HP:40件、LINE:18件、窓口:4件) ※市公式LINEによる町内会加入申込申請をR5.8月より新たに開始した。 ・加入促進活動の支援 市公式LINEアカウントに町内会加入の申込メニューを追加し、転入窓口での加入案内チラシに新たにQRコードを追加した。 また、町内会連合会が作成する新たな町内会加入促進チラシの作成支援を行った。	【地域振興課】 ・町内会連合会の支援 ・町内会加入促進支援	【町内会連合会】 【地域自治組織】 【町内会】 ・町内会加入促進活動	【宅建協会佐伯支部】 ・新規入居者への加入促進チラシ配布※令和4年度より継続	まちづくり活動団体以外の市民の参加	B	町内会等への加入をやめたい、入りたくないと考えている人たちへのアプローチの手法を検討していく必要がある。	
		3 円卓会議の多様な形式での開催	地域振興課	継続	61	オンライン形式の導入支援	ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、多様な主体によって協働による持続可能なまちづくりの取組が行われるよう、また、若い世代や遠隔地からの参加が促進されるよう、オンライン形式での会議の導入を支援する。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動団体からのオンライン形式での会議開催に関する相談対応や、オンライン形式での会議、講座等の実施の支援を行う。	随時窓口で相談・対応を受付けた。	指定管理者への支援	事業実施者(市民活動ネットワーク登録団体)	事業実施者への支援(指定管理者:株式会社オオケン)	事業参加者	B	指定管理者と連携をし、ICT利活用のスキルアップを目的とした講座等の開催を検討する。	
③情報発信による信頼関係づくり	1 受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	1 地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	地域振興課	継続	62	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	2-1-1「No. 26 ICTの利活用の促進」を参照									
			まちづくり支援課	継続	63	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照										
		2 各種情報発信ツールを利用した情報提供	プロモーション戦略課	継続	64	市政情報のわかりやすい発信(広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信)	・広報紙で市の施策や行事、その他行政情報を市民に分かりやすく伝える。 ・ラジオ放送やSNSなど他のツールを使い、市の広報紙を補完し、行政情報、イベント情報、防災・防犯情報等をより多くの市民にタイムリーに伝える。	・広報紙の編集、配布【継続】 ・HP更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】 ・市公式LINEの機能拡充【継続】 ・チャットボットの導入	・広報紙の編集、配布【継続】 ・HP更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】 ・市公式LINEの機能拡充【継続】 ・チャットボットの導入	ラジオ放送やSNSなど他のツールを使い、市の広報紙を補完し、行政情報、イベント情報、防災・防犯情報等をより多くの市民にタイムリーに伝える。	なし	レタープレス株式会社ほか(広報紙)、福泉株式会社(HP)、株式会社FMはつかいち(ラジオ)、株式会社アイネス(チャットボット)	情報を受け取る市民	B	LINEの友だち登録も令和5年度で約7000人増加し、チャットボットやLINEの機能拡充で新たな利用が進んだ。 今後は、ホームページ・SNSなどのアナリティクスや広報アンケートを活用し、市民が必要としている情報を届けることができる発信体制を整備していく。	
		3 他の取組状況の共有や助成金情報などまちづくり活動に資する情報発信及び共有	地域振興課	継続	65	まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の取組状況や助成金情報などのまちづくり活動に関する支援情報の発信及び共有を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、HPや広報紙など多様な媒体を利用して、まちづくり活動団体の取組状況や助成金等の支援情報の発信を行う。	さくらdeファミリーで、取組状況の情報を発信した。	実施主体への支援	さくらdeファミリーへの原稿掲載(市民活動ネットワーク登録団体)	実施主体(株式会社オオケン)	閲覧者	B	指定管理者と連携をし、HP等も活用し、より多くの団体の取り組み状況等を共有できるようにしたい。	
			まちづくり支援課	継続	66	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照										
			プロモーション戦略課	継続	67	3-1-2「No. 64 市政情報のわかりやすい発信(広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信)」を参照										
		4 市政情報の積極的な公開	国際交流・多文化共生室	継続	68	市政情報のわかりやすい発信	外国人住民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人住民が必要としているサービスを把握し、支援が必要な人への広報や情報提供を図る。	・市ホームページ、SNS、広報誌等を利用し、生活に必要な制度や情報の発信を行う。 ・多言語ややさしい日本語を用いる等、外国人住民に配慮し、情報の発信を行う。 ・市民や職員に対するやさしい日本語講座を実施する。	①Facebook等による多言語情報発信 ②「やさしい日本語」の普及促進のため、職員対象のやさしい日本語研修を開催 ③やさしい日本語」の普及促進のため、市民対象のやさしい日本語講座を開催 ④多言語による情報提供・相談支援を行う「はつかいち外国人相談センター」の開設準備を国際交流協会に委託し、行った。	①情報収集及び発信 ②研修の企画及び実施、参加者(市職員) ③講座の企画及び実施 ④開設準備の実施	①②なし ③講座の実施(国際交流協会) ④開設準備の実施(委託先:廿日市市国際交流協会)	①なし ②研修の企画及び講師(公益財団法人ひろしま国際センター) ③研修の企画及び講師(公益財団法人ひろしま国際センター) ④なし	①閲覧者(外国人市民) ②なし ③参加者 ④なし	A	①外国人市民に必要な内容や伝わりやすい表記を念頭において、情報発信を行ったが、引き続きFacebookの周知が必要。 ②講座の目的や実施方法など、打合せを行い、実施後アンケートを共有した。 ③講座の目的や実施方法など、打合せを行い、実施後アンケートを共有した。 ④開設に向けた準備を行った。今後のセンターの周知や運営の支援が必要となる。	
			危機管理課	継続	69	避難情報等の発信	災害時の迅速な情報発信や、被災者支援サービスを提供するシステムの管理・運用を行い、市及び市民が災害時に的確な対応をとることができる。	・市民へ災害情報を迅速に発信するとともに、職員が災害情報を共有するため、引き続き「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」を運用する。 ・多くの市民に登録してもらえよう、広報を実施していく。	・市民へ災害情報を迅速に発信するため、「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」や「ひろしま避難誘導アプリ」を運用した。 ・多くの市民に登録してもらえよう、広報を実施した。	システムの運用、広報活動	システムの利用、広報活動(自主防災組織等地域自治組織)	システムの利用、広報活動(市内事業者)	システムの利用	A	情報の受け手の立場に立ち、様々な住民の特性やニーズに応えられるよう、複数の手段により情報発信した。	

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価		
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)	
③ 情報発信による信頼関係づくり	1 受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	4	市政情報の積極的な公開	地域振興課	継続	70	審議会等の情報の発信	審議会の情報を発信することにより、市民の行政参画を推進する。	市HPにおいて、審議会の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。	市HPにおいて、審議会の会議録等を発信した。	情報の発信	・閲覧者 ・審議会への参加(各地域コミュニティ団体、廿日市市国際交流協会)	・閲覧者 ・審議会への参加(広島修道大学、県立広島大学、廿日市商工会議所)	・閲覧者 ・審議会への参加(5名)	B	審議会の様子を市HPに掲載することで、より多くの方に情報提供することができている。	
		5	まちづくり活動に関する情報の一元化	地域振興課	継続	71	まちづくり支援情報の一元的な発信	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する取組や、情報等を一元的に発信する。	取組や情報等を一元的に発信する方法を検討する。	まちづくり活動の拠点である市民活動センターを知ってもらい、まちづくり活動に必用な情報を分かりやすく発信できるように市民活動センターのホームページをリニューアルした。	指定管理者の支援	使いやすさについての意見を言う(市民活動ネットワーク登録団体)	実施主体(指定管理者(株)オオケン)	閲覧者	B	まずは更新しやすいホームページへリニューアルを行った。まだ情報がすくないため、必要な情報を収集し、発信できるよう指定管理者と連携して取り組む。	
		6	さまざまな分野での情報共有の推進	地域振興課	継続	72	団体活動情報や助成金情報の発信	3-1-3「No. 65 まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有」を参照									
		7	各種情報発信ツールを活用した参加機会の提供	地域振興課	継続	73	協働によるまちづくりフォーラム、情報交換会等へのオンライン開催の取入れ	市民のまちづくりへの参加を促進するため、情報発信にICTを活用する。	協働によるまちづくり交流会や情報交換会等において、ライブ配信又は動画配信サービスでのアーカイブ動画の公開を行う。	市民活動センターで行う講演会や講習会の動画配信やオンライン参加の方法を検討したが実施には至らなかった。	指定管理者の支援	参加者(市民活動ネットワーク登録団体)	実施主体(指定管理者(株)オオケン)	参加者	C	実施方法などを指定管理者と検討し、できるものから実施して行きたい。	
		9	出前トークの実施	国際交流・多文化共生室	新規	74	出前トークの実施	市民に市の施策や事業を説明するとともに、意見交換を行うことにより、市政への理解を深め、市民との協働によるまちづくりを進める。	廿日市高校で「多文化共生」をテーマとした出前トークを実施する。(11月)	廿日市高校で「多文化共生」をテーマとした出前トークを実施し、「多文化共生」に対する考えやイメージについて、生徒に考えてもらう機会となった。	出前トークの企画、実施	なし	依頼者(廿日市高校)	参加者(生徒)	A	依頼者と協議を重ね、高校生向けの「多文化共生」をテーマとした出前トークを実施することができた。また、生徒の感想を回収したことで、出前トークを行う前と後で「多文化共生」のイメージや考え方が変化していることが成果として分かった。	
④ 人づくり	1 まちづくり知識・技能を育む	1	市民センター等での地域課題解決につながる主催事業の実施	まちづくり支援課	継続	75	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照									
				まちづくり支援課	継続	76		2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照									
				国際交流・多文化共生室	継続	77	まちづくり活動団体と連携した事業の開催(日本語支援者の養成)	外国人住民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、日本語教室等で日本語学習支援活動を行うボランティアを養成する。	日本語教室等で日本語学習支援活動を行うボランティアを養成するための講座を実施する。	日本語学習支援者養成講座を全5回実施し、支援者を養成し、新たに日本語教室を大野地域に開設した。	講座の企画及び実施	講座の企画及び実施(委託先:廿日市市国際交流協会)	講座の企画及び講師(公益財団法人ひろしま国際センター)	参加者	A	各回ごとの講座の目的や実施方法など、打合せを行い、各回実施後アンケートを共有し、より良い講座実施に努めた。3月には新たに日本語教室を大野地域に開設することができた。	
		2	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供	まちづくり支援課	継続	78	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照									
		3	人材育成塾の開催	まちづくり支援課	継続	79	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照									
	2 若い世代が参加しやすい機会づくり	4	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか)	生涯学習課	継続	80	地域学校協働活動	地域と学校がより連携・協働することで、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える仕組みづくりを進めるとともに、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との連携により、学校や地域の活性化を図る。	・市内の17小学校区及び10中学校区に設置された地域学校協働本部に対し、活動の補助・助言を行う。 ・各協働本部の取組や先進事例の紹介、企業や市民センターにおける活動内容や人材情報の共有を行う。 ・放課後子ども教室の取組について、未設置の本部へ説明していく。 ・令和5年度から全小・中学校に設置した学校運営協議会の充実を図るため、学校教育課と生涯学習課が連携して、PTA、地域住民及び教職員を対象とする研修等を開催する。	①地域学校協働本部の活動推進 ・地域連携推進員が各地域学校協働本部の調整会議に参加し、活動への支援や助言を行った。 ・地域住民及び学校関係者等を対象としたコミュニティ・スクールの導入目的や地域学校協働本部の推進に関する研修会を2回開催した。 ②コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進 ・令和5年度に全校に学校運営協議会を設置した。 ・定期的に他県や他市町、市内の取組や好事例に関する情報発信を行ったり、推進に向けた研修会を実施した。 コミスクだよりの発行 8回 教職員、学校運営協議会委員等を対象とした研修会 2回(兼①地域学校協働本部研修会) 県が実施する地域学校協働活動コーディネーター養成講座へ希望者を派遣 3回 ・各協議会の状況を把握するために、事務局が協議会に参加した。全協議会において、3回以上協議会を実施。うち、年1回は熟議を実施 ③放課後子ども教室の推進 新型コロナウイルスによる停止期間の影響で活動が停滞する教室もあったが、活動への支援や助言を行った。	活動の補助・助言	活動の企画、立案、実施	活動へ参加	活動へ参加	B	・定期的に学校と地域による活動調整会議を開催し、授業支援、体験活動、ふるさと学習読み聞かせ、見守り等多様な活動を継続して行うことができた。 ・令和5年度は、27校全校に学校運営協議会を設置し、それぞれにおいて3回以上協議会を開催することができた。各協議会においては、子どもを中心に置いたテーマで熟議を行うなどして、協議会の充実を図ることができた。また、協議会に生徒が参加するなど、各協議会において工夫もみられた。 ・今後は、活動の一層の充実を図るため、活動者の世代交代を見据え、地域の各団体、PTA、民間企業等の幅広い層に参画してもらうような体制づくりが必要である。	
		1	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか) ※再掲	生涯学習課	継続	81	地域学校協働活動	4-1-4「No. 80 地域学校協働活動」を参照									
				学校教育課	継続	82	コミュニティ・スクール	廿日市市立学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入することにより、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める。	・令和5年度は、全学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、地域と学校の連携・協働を図りながら、年間3回の学校運営協議会を開催し、「地域とともにある学校づくり」を進める。 ・生涯学習課と学校教育課が連携し、各学校運営協議会に参加して現状把握をするとともに、研修会等を通して情報発信を行う。 ・各協議会において、熟議を行うなどして、協議会の充実を図る。	・令和5年度は、全学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、各協議会において、年間3回以上協議会を開催した。 ・生涯学習課と学校教育課が連携し、各学校運営協議会に参加して現状把握をするとともに、研修会等を通して情報発信を行った。	情報発信、研修会の計画・運営	なし	なし	各学校運営協議会への参加、研修会への参加	B	・令和5年度は、全学校に学校運営協議会を設置し、それぞれにおいて、3回以上協議会を開催することができた。各協議会においては、子どもを中心に置いたテーマで熟議を行う等して、協議会の充実を図ることができた。 ・引き続き、生涯学習課と学校教育課が連携し、コミュニティ・スクールの推進に取り組む。住民や教職員を対象とする研修会等を充実させるとともに、各校の好事例を発信し、学校・家庭・地域が当事者意識をもって取り組むことができるようにする。	
				まちづくり支援課	継続	83	各市民センター主催事業(子ども・若者向け)	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照									

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
④人づくり	2 若い世代が参加しやすい機会づくり	2	子どもや若者等の主体的な事業実施	生涯学習課	継続	84	成人式	実行委員会形式によって新成人が主体的に式の内容を企画・運営することにより、青少年の主体的な社会参画及び健全育成を図る。	成人式で実施するメッセージ上映、記念品の選定、誓いの言葉等の企画・運営を行う。	令和6年1月8日に成人式を実施した。	成人式の企画、立案、実施	なし	なし	成人式実行委員会への参加、成人式への参加	B	・成人式実行委員と協働して、成人式の準備・運営ができた。
				生涯学習課	継続	85	生涯学習フェスティバル	生涯学習活動の実践の場と機会を全市的規模で提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習への関心と理解を深め、生涯学習活動への参加を促進し、これからの生涯学習社会の実現に資する。	・生涯学習フェスティバルとしての全体事業の実施を一旦休止し、市民の学習意欲を促進し、地域の課題解決につながる事業の形を検討していく。 ・各主催団体と協議し、必要な事業については、個別に実施してもらうこととする。	・生涯学習フェスティバルとしての全体事業は廃止したが、市民文化祭、VOICEや子どもまつりなどの個別事業は実施した。 ・市民の学習意欲を促進し、地域の課題解決につながる事業として、令和6年3月9日に生涯学習推進フォーラムを開催した。	フォーラムの企画、立案、実施	イベントの企画、立案実施(廿日市文化協会、VOICE実行委員会など)、参加者	参加者	参加者	A	・フォーラムは、生涯学習が持つ力を個人個人がやりたいことの自己実現や活気あるまちづくりにどう生かせるのかを考える機会となった。 ・また、参加者同士が知り合い、活動と活動がにつながる場を提供できた。
				中山間地域振興室	継続	86	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(さえき学)」が地域と連携したものととなり、高校の魅力の一つとなるよう支援する。	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(SAEKI QUEST)」が地域と連携したものととなり、高校の魅力の一つとなるよう支援する。 ・地域ボランティアの募集 ・地域の方との橋渡し	・講師の紹介 ・佐伯高等学校と津田商店街等の地域の方との連携調整(イベント実施の支援)	高校と地域の方との連携調整	発表会参加(各コミュニティ)	授業支援、伴走(佐伯地域内事業者等)	なし	A	地域と連携し、佐伯高等学校の探求授業であるSAEKI QUESUTを行った。 地域との連携が評価され、令和4年度には佐伯高等学校が広島県教育奨励賞を受賞したため、今後も引き続き連携していきたい。
		3	多様な世代の地域(づくり)への関わりしろ及び裾野拡大	危機管理課	継続	87	防災士養成講座の開催	近年の集中豪雨や地震など頻発する自然災害に対し、地域防災力を強化するため、自主防災組織の活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材を養成する。	資格取得後も地域で活躍してもらうため、自主防災組織から推薦のあった50名程度を対象に講座を実施する。実施日等は以下のとおり。 日時:令和5年9月16日(土)9時00分～17時50分(予定) 令和5年9月17日(日)9時00分～17時50分(予定) 場所:広島工業大学	資格取得後も地域で活躍してもらうため、自主防災組織から推薦のあった49名程度を対象に講座を実施する。実施日等は以下のとおり。 日時:令和5年9月16日(土)9時00分～17時50分 令和5年9月17日(日)9時00分～17時50分 場所:広島工業大学	イベントの企画、立案、実施	参加者(廿日市市各地域の自主防災組織)	企画(広島工業大学)	なし	A	49名全員が合格し、これまでに292名が防災士の資格取得している。5年間で300名を目指しており、令和6年度で達成予定である。
				健康福祉総務課	継続	88	はつかいち暮らしのことゼミナール	地域福祉の推進に関わる担い手の裾野を広げることが目的に、これまで地域福祉活動に係わりのなかった人(例えば、学生、働き世代30～50代など)を対象とした「地域へのかかわり方」の提案づくりをゼミ形式で実施する。	・自身の日々の生活の中で感じている「身近な問題意識」をテーマに、参加者同士が対話を重ね、地域や普段の暮らしの中での小さなチャレンジを企画し、実践する。 ・ゼミ参加者の取組を広く市民に知ってもらい、誰にでも地域への係わりしろを見つけてもらうことができるよう、報告レポートを作成し、市HPやFBを活用して周知する。 ・過去のゼミ参加者の係わりをオンラインツール等を活用して促し、地域福祉推進に係わる人材の裾野拡大や、既存の地域福祉活動を実施する組織以外の主体育成につなげる。※事業内容の見直しを検討中	事業内容の見直しの結果、令和5年度の事業は中止した。	—	—	—	—	—	—
				中山間地域振興室	継続	89	地域に根ざした教育活動や特色ある部活動の充実などの支援	佐伯高等学校が取り組んでいる地域に根ざした教育活動や、部活動の充実などによる自校の魅力化の取組を地域と連携して支援することにより、在校生数80名以上を維持して同校の存続を図り、地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手を育成、地域の維持・向上を実現させる。	広島県立佐伯高等学校を応援する会への助成	・広島県立佐伯高等学校を応援する会へ、活性化支援補助金を交付した。 ・佐伯高等学校の下宿先確保の支援 ・下宿費等補助金、下宿改修費補助金の交付による支援	補助金の交付、高校のPRIに関する支援	高校のPRIに関する企画・立案(佐伯高等学校を応援する会)	高校のPRIに関する企画・立案(TWIYO、ジブンノオト)	なし	A	広島県立佐伯高等学校を応援する会による、佐伯高校の魅力発信・部活動の支援等を行った。 また、地域との連携が評価され、令和4年度には佐伯高等学校が広島県教育奨励賞を受賞したため、今後も引き続き連携していきたい。
	3 リーダーシップを発揮する人材の育成支援	1	広島県立佐伯高等学校の魅力化支援	中山間地域振興室	継続	90	まちづくり活動スキルアップ講座	持続可能なまちづくりを推進するため、まちづくり活動を高めることを目的としたスキル、ノウハウなどを習得する講座を開催する。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動スキルアップ講座を開催する。	「防災」をテーマとした講演会を開催した。(「みんなの防災教室」、5回)	指定管理者への支援	・講師(技術士会) ・参加者	・企画・実施(指定管理者:株式会社オオケン)	参加者	B	指定管理者と連携し、講演会等の実施は行っている。今後もまちづくり活動団体のニーズも把握しながらスキルアップを目的とした講演会の実施も検討していきたい。
		2	まちづくりリーダー養成講座の開催(若年層・壮年層)	地域振興課	継続	91	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照									
				まちづくり支援課	継続	92	空き家のお助けパートナーの養成	・新たな空き家の発生を抑制するため、居住中の段階から予防に向けた支援を行い、地域の方々の意識啓発、空き家等に関する知識の普及を行う。 ・空き家お助けパートナー養成講座を受講し、修了証を得ることで地域空き家相談員となってもらい、地域の空き家相談をしやすい体制を構築する。	・空き家お助けパートナー養成講座を友和地区で4回程度開催する。 ・令和3年度に津田、浅原、吉和、令和4年度に玖島で空き家お助けパートナーとして養成し、修了証を授与したメンバーを対象に、その後の取組、環境変化等の意見交換及び情報共有と、更なる意識の醸成を図るための講座を各地域で1回開催する。	友和において空き家お助けパートナー養成講座を4回、浅原、津田、玖島、吉和で振り返り講座を1回ずつ開催した。	講座の企画、立案、実施	なし	講座の企画、立案(さくらブリッジ)	参加者	A	空き家対策を自分ごととして捉え考えてもらうことで、空き家化の予防を図ることができた。また、空き家対策が地域全体で取り組まなければならないものであることを認識してもらい、地域での取組み方を考えてもらうきっかけをつくることができた。同じ空き家対策でも、地域によって課題は様々であることが分かった。今後は、各地域の取組みや体制づくりを地域の人々とともに考え、実行に移せるよう促し、支援していきたい。

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
④人づくり	3 リー ダー シ ッ プ を 発 揮 す る 人 材 の 育 成 支 援	3	ふるさと意識を醸成する事業	学校教育課	継続	93	ふるさと学習	・各校でゲストティーチャーを招聘し、効果的に活用する。 ・ふるさと学習の取組時期と発表会開催時期のズレにより、学校の発表準備に係る負担が大きいことや、児童生徒のモチベーションの維持が難しいことが課題となっていたため、令和5年度は、「ふるさと学習オンライン発表会」を中止するが、計画的に講師(キャリア教育デザイナー)を派遣し、学校のニーズに合わせた支援を行い、ふるさと学習をより一層充実させていく。 ・『ふるさと学習』実践事例集』を作成し、市内全小・中学校で共有するとともに、市民センターへ配付し、広く市民へ発信する。また、市HP及び各学校HPに実践報告を掲載する。	・関係課と連携を図り、学校のニーズに応じて講師(キャリア教育デザイナー)を派遣した。4校に講師を派遣し、訪問やオンラインにより出前授業を行った。 ・各校が作成した『『ふるさと学習』実践報告書』を市役所市民ホールに展示した。また、『『ふるさと学習』実践事例集』を作成し、市内全小・中学校で共有するとともに、市民センターへ配付したり市HPに掲載したりして、広く市民へ発信した。	講師の派遣、実践事例集の作成・発信	なし	講師	なし	B	各学校において、地域教材を活用した授業を実施し、「課題発見・解決学習」の充実を図ることで、地域の良さや課題に気づき、解決に向けて主体的に取り組む児童生徒の姿が見られる。 今後も引き続き、関係課と連携を図りながら、地域を素材とした学習を通じて、地域への愛着やシビックプライドの醸成を進めるための支援を行う。また、メディア(FMはつかいち)を通して、各学校の取組を発信・表現する機会を提供する。	
				中山間地域振興室	継続	94	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	4-2-2「No. 86 佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援」を参照								
		4	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	95	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照								
		5	市内で学ぶ現役高校生が、廿日市市の魅力を発信するラジオ番組を実施	プロモーション戦略課	継続	96	廿学ラジオ	・廿日市市の歴史、文化、産業などの魅力について学び、市民との交流を楽しむ講座(授業)を実施する。 ・廿日市市民のシビックプライドの醸成を図り、市民自らが本市の魅力を語り、発信できるまちづくりを目指す。 ・市内外の人たちに廿日市市のファンになってもらうことで、転出抑制や交流人口の拡大につなげ、人口減少の課題に取り組む。	令和4度まで個別に実施していた「廿学」と「廿学ラジオ」を融合させ、新たな内容更新した「廿学ラジオ」としてスタート。 月2回の放送のうち、1回は従来通りの、市内5校の高校から現役高校生を招き、廿日市市の未来を楽しく真剣に考える回に、もう1回は廿日市市に関わり活動している、様々な分野の方をゲストに迎え、市内高校の生徒がDJに扮してゲストに迫るゲスト回とし、年20回の放送を予定している。	「廿学ラジオ」は、イベント収録を含め、FMはつかいちで全20回放送した。2月にはFMはつかいち開局16周年のゲストとして、松本市長(廿学学長)が出演。また、大野かきフェスティバルでは、市内5校の生徒を集め、公開収録を実施し、市内高校生同士の交流促進を図った。	SNS等での情報発信など	なし	株式会社FMはつかいち(放送・廿学ラジオの出演者調整など)	廿学ラジオに出演する高校生…出演者として、廿日市市の魅力や高校の魅力を発信する	B	市内の全高校が取組に参加し、高校生目線での廿日市市の魅力や、高校の魅力について発信し、市内の中学生やその保護者など、幅広い年齢層に、本市の高校で学ぶ魅力を発信できた。
		4 人 材 を 見 い だ す た め の 交 流 の 場 や 機 会	1	情報交換会の開催	地域振興課	継続	97	情報交換会の開催	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照							
	地域振興課				継続	98	1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照									
	宮島企画調整課				継続	99	宮島まちづくり未来ゼミ		1-1-2「No. 5 宮島まちづくり未来ゼミ」を参照							
	宮島企画調整課				継続	100	宮島まちづくり座談会の開催		2-3-1「No. 59 島づくり組織の設立支援・座談会の開催」を参照							
	2		ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	102	情報交換会の開催	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照								
				地域振興課	継続	103	情報交換会の開催	1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照								
	3	まちづくり活動団体同士の連携促進 ※再掲	地域振興課	継続	104	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	2-1-8「No. 42 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照									
	5 協 働 に よ る ま ち づ く り の 担 い 手 と し て ふ さ わ い し い 職 員 の 育 成	1	協働によるまちづくり職員研修	地域振興課	継続	105	協働によるまちづくりに対する意識情勢と参加促進	1-1-3「No. 7 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照								
				健康福祉総務課	継続	106	健康福祉部内研修	健康福祉部の職員が地域共生社会の実現に向けて、目指す姿を共有し、社会の変化やに目を向け、地域の現状を踏まえた質の高いサービスを提供でき、部全体で地域福祉施策を推進していくことを目的に実施する。	・健康福祉部が所管する個別計画の理解や、制度や事業をはじめとした知識の習得及び共有を目的とした対象別の研修を実施する。 ・研修での対話や交流を通じて、分野横断的に地域福祉施策に取り組むための所属を超えて連携しやすい関係づくりを促進する。 ・これら部内研修の学びを効果的に所属内で共有するため、伝達研修も併せて促進する。	・新規採用職員や人事異動により健康福祉部に初めて配属された職員が、健康福祉部各所属の業務内容を理解するよう部内各所属長から、各所属の所管する事業内容の説明する基礎研修を1回開催した。	企画・運営	なし	なし	なし	C	・令和5年度は、健康福祉部の導入教育としての目的が大きかったが、地域福祉とまちづくりの関係は深いため、まちづくりの担い手としての視点も取り入れて行きたい。
				地域振興課	継続	107	若手職員の協働によるまちづくり研修	1-1-3「No. 7 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照								
		2	市職員向けデジタルスキルアップ研修の実施	地域振興課	継続	108	オンライン開催やSNSの活用等に関する研修	市職員向けオンライン開催やSNSの活用等の知識等の講座を開催し、市民ニーズに合わせてITを活用できる職員を育成する。	市職員向けにIT活用講座を開催する。また、必要に応じて、開催結果を庁内に情報共有する。	デジタル改革推進課等が活発が職員のデジタルスキル向上につながる取組を実施している。	研修の企画・運営	なし	なし	なし	C	職員が学んだスキルを活かし、協働につなげていくことが必要。

推進 する仕 組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和5年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	値	成果・課題 (今後の方向性)
④人づくり	6 協働によるまちづくりの担い手として ふさわしい職員の育成	4	地域コミュニティ活動体験研修の実施	人事課	継続	109	職員が地域コミュニティ活動に実際に参加し、市民とともに活動することにより、地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や、廿日市市に対する愛着(はつかいちを愛する心)の醸成を図り、さらに今後の地域コミュニティ活動への参加意欲を喚起することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成する。	研修参加者は勤務外の自主研修として、実際に地域に出て地域住民(地域自治組織)とともに活動(企画会議や行事の参加)する。	勤務外の自主研修として、実際に地域に出て地域住民(地域自治組織)とともに活動(企画会議や行事の参加)した。	・研修参加者:入庁後3年目の職員計7名(研修参加率:31.8%) ・活動対象地区:平良地区	参加者	地域自治組織	なし	なし	C	地域コミュニティ活動体験研修参加率が31.8%であり、数値目標の70%を大きく下回った。今後は、研修内容等の見直しを図り、事業目的である「協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成」を推進していきたい。
				地域振興課	継続	110	・廿日市市人材育成基本方針では、求められる職員像として「はつかいちに誇りを持ち、地域に貢献できる職員」を挙げている。 ・廿日市市協働によるまちづくり基本条例第14条(市の職員の育成)において、「市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。」と定めている。 ・この具体的な取組の一環として、入庁3年目の職員(希望者)を対象に、業務時間外に地域活動に参加する研修を実施する。	・団体の総会や円卓会議の準備・出席、地域活動の準備・当日運営、団体の事業計画などの策定補助、地域課題の把握及び解決に向けて考え、話し合い、実践する場へ参加する。 《研修受入地区と研修生参加人数》 平良地区 7名	【研修受入地区と研修生参加人数】 平良地区(7名) 1地区 【活動内容】 ・5月:オープニング ・5～1月:活動(夏祭り等イベント補助、実行委員会への参加等) ・3月:研修報告会	【地域振興課、人事課、市民センター、各支所地域づくり係】 ・企画、受入地区との調整、研修生のサポート等 【研修生】 ・会議やイベントへの参加 ・活動を通じた地域との交流	【地域自治組織】 ・研修生の受け入れ ・活動のサポート	なし	【受入地区の市民】 ・研修生との交流	B	受入地区からは若手職員が地域活動に携わることにに対して好意的な意見をいただいている。 一方で、研修開始時と比べ、3年目職員を取り巻く環境(介護や子育てなど)も変化しており、令和6年度は実施方法などの見直し期間とし、令和7年度より再開予定。	
		5	情報交換会の開催 ※再掲	地域振興課	継続	111	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照								
⑤評価及び支援	1 互いを知り合う場の充実	1	情報交換会の開催 ※再掲	地域振興課	継続	112	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照								
		2	協働に係わるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	地域振興課	継続	113	協働によるまちづくり交流会	1-1-1「No. 1 協働によるまちづくり交流会」を参照								
		3	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	114	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 27 ICTの利活用の促進」を参照								
		4	まちづくり活動団体同士の連携促進 ※再掲	地域振興課	継続	115	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	2-1-8「No. 42 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照								
	2 市による評価及び支援	1	はつかいちさくら賞表彰	生涯学習課	継続	116	はつかいちさくら賞	・廿日市市の生涯学習の推進に貢献があったものに対して、はつかいちさくら賞を授与し、表彰することにより、市の生涯学習の普及及び推進を図る。 ・平成3年度に生涯学習推進本部表彰として本表彰制度が始まり、平成11年度にはつかいちさくら賞に名称変更した。	・年に2回はつかいちさくら賞表彰選考委員会(前期と後期)を開催し、はつかいちさくら賞表彰規程、はつかいちさくら賞表彰規程施行細則に基づいて、表彰の適否を審査する。 ・表彰式を行い、表彰する。	前期、後期の計2回表彰式を実施した。	表彰の実施	選考委員会への	なし	なし	B	・選考委員会の委員は、学識経験者、学校長、文化協会関係者、スポーツ協会関係者と多岐にわたる分野の委員による選考であった。
2		地域貢献活動保険	地域振興課	継続	117	地域貢献活動保険	市民活動団体が安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動保険を用意する。また、保険制度について周知をする。	・地域貢献活動保険の提供 ・パンフレットの作成、配布 ・チラシの作成 ・地域貢献活動保険の説明会の開催	・パンフレットの作成・配布により、市民活動団体へ地域貢献活動保険の内容を周知した。 ・保険使用件数は4件	相談対応及び申請受付、内容確認	利用者(市民活動ネットワーク登録団体)	保険提供者(ザ・ニューインディア・アシurances・カンパニー・リミテッド)	なし	A	利用者からの聞き取りにより、相談内容を把握し、申請適用の可否を的確に判断するとともに、状況により保険提供者と協議することで、スムーズな対応となった。	
3		まちづくり交付金による地域自治組織への支援	地域振興課	継続	118 119	まちづくり交付金の交付 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	1-2-5「No. 18 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照 2-3-1「No. 54 まちづくり交付金の交付」を参照									
4		認可地縁団体等まちづくり活動団体の法人化に向けた支援	地域振興課	継続	120	まちづくり活動団体の法人化にあたり、法人化手続きおよび法人化の注意事項の説明など、法人化後も活動団体の運営がスムーズに行えるよう支援する。	市民活動センター指定管理者と連携して、市民活動なんでも相談を開催する。	「市民活動なんでも相談日」(毎月第2、第4木曜日)を開催し、まちづくり活動等に関する相談ができる場を提供した。(相談件数:4件)	・事業の企画・運営支援 ・相談者(市職員)	相談者(2団体)	・事業の実施・相談員(指定管理者:株式会社オオケン) ・相談員(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター)	相談者(1名)	B	相談内容等について、市、指定管理者、相談員とで情報共有をすることができている。		
			地域振興課	継続	121	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が、「認可地縁団体」となるための法律上の要件に適合するよう、申請団体に対して指導及び助言を行う。	・認可に係る相談対応 ・認可の審査 ・規約変更申請、告示事項変更申請の受付 ・印鑑登録のための個人印証明書の公用請求 ・告示事項証明書、印鑑登録証明書の発行申請受付(手数料の受領含む) ・事務処理要領、手引きの更新	・規約変更の相談対応 ・規約や代表者等の告示事項の変更に伴う対応	・地縁団体に係る相談及び各種申請への対応	・地方自治法及び各団体規約に沿った組織運営(R5.3時点で市内10団体が地縁団体として登録)	なし	該当地区の住民	B	・代表者など告示事項の変更があっても、変更申請を失念している団体があるため、総会の時期にあわせて手続きの案内を行っている。		
5		協働事例集の作成と共有 ※再掲	地域振興課	継続	122	協働事例の発信	1-1-4「No. 8 協働事例の発信」を参照									
7		まちづくりリーダー養成講座の開講(若年層・壮年層) ※再掲	地域振興課	継続	123	まちづくり活動スキルアップ講座	4-3-2「No. 90 まちづくり活動スキルアップ講座」を参照									

令和6年度

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
①めざすまちに向かって	1 協働の 理念の 共有	1	協働によるシンポジウム や講演会等の開催	地域振興課	継続	1	協働によるまちづくり交流会	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が出会う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター指定管理者と連携して、協働によるまちづくり交流会（セミナー、講演会、ワークショップ等）の開催による交流の場と機会を提供する。
				危機管理課	継続	2	情報交換会（防災士フォローアップ研修）	地域での活動に生かすため、自主防災組織に所属する防災士の意識の醸成、知識の習得を図る。	研修会の実施（全5回開催予定） 第1回目 講座「風水害について（仮）」 第2回目 講座「地震の施策（仮）」 第3回目 施設見学（防災公園等） 第4回目 講座「タイムラインの呼びかけ避難体制に関すること（仮）」 第5回目 講座「廿日市市の災害、歴史（仮）」 「出前トークのしゃべり方教室」
				地域振興課	継続	3	情報交換会の開催	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が出会う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター指定管理者と連携して、市民活動ネットワーク登録団体代表者研修会の開催による交流の場と機会を提供する。
		2	まちづくり講演会の開催【宮島】	宮島企画調整課	継続	4	宮島まちづくり未来ゼミ	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりの一助とするため、学識経験者などを招聘し、島民対象に未来ゼミ（講演会）を開催する。 ・未来ゼミを通じて、島民のまちづくりに対する意識醸成、主体性を培う。
		3	出前トーク等による協働の理念啓発	地域振興課	継続	5	若手職員の協働によるまちづくり研修	協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成するため、若手職員を対象に、協働の理解促進と意識啓発に資する研修を行う。	若手職員を対象とした研修を開催し、協働によるまちづくり基本条例と第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、協働の理念共有を図る。
		4	協働のまちづくりプレーヤーハンドブックの作成	地域振興課	継続	6	協働事例の発信	協働によるまちづくり推進計画に基づき、廿日市市内で実践されている協働事業の実践事例を広めて、協働によるまちづくりの理念共有を図る。	協働のまちづくりプレーヤーハンドブックの作成を行う。
		5	オンラインを活用した幅広い世代や遠隔地からの参加機会の提供	地域振興課	継続	7	協働によるまちづくりについて啓発（HPやSNSで啓発）	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	HPやSNSを通じて、協働によるまちづくりの理念啓発に関する記事掲載や、協働によるまちづくりに関する事業の実践事例の紹介をする。

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
①めざすまちに向かって	2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催	地域振興課	継続	8	地域連携会議	地域振興部内所属の連携を図るとともに、各所属が抱える地域課題の解決に向けた取組の相互点検、助言を行うため、毎月の定例会を開催する。	会議の開催 【開催日】原則、毎月第3水曜日(ただし、4月及び令和7年3月除く) 【構成員】地域振興課、中山間地域振興室、まちづくり支援課、スポーツ推進課、各支所地域づくりの係長(GL)相当職員(必要に応じて担当者も出席可。案件に応じて部内他課及び部外関係課も出席可) 【議題】部内の課題の共有、検討及び提案(まちづくりチャレンジ応援補助金、情報交換会、市有集会所の取扱い等)
				佐伯支所	継続	9	地域連携会議(佐伯支所)	・佐伯支所(地域)内の組織の連携を図り、佐伯地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域への支援に繋げる。 ・市政運営会議、政策監会議、部課長会議の情報共有を行う。 ・佐伯支所内各課、市民センター、保育園、消防署の連携を促進する。	地域連携会議を原則毎月開催 ・構成員:佐伯支所長、地域づくり担当課長、市民福祉担当課長、環境産業担当課長、包括さいき所長補佐、津田市民センター長、友和市民センター所長、玖島市民センター所長、浅原市民センター所長、佐伯消防署長、津田保育園長、友和保育園長、地籍調査課長、地域づくりグループGL ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて
				大野支所	継続	10	大野支所会議	・大野支所(地域)内の組織の連携を図り、大野地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域(市民)に最も近い業務を担うそれぞれの立場において、地域への支援につなげる。	大野支所会議開催 ・開催日時:毎月第2火曜日 ・構成員:支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括おおの所長、まるくる大野総括責任者、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所長、地域づくり係係長 ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて
				宮島支所	継続	11	支所の運営に関する事務(島内連絡会議・管内課長会議)	《島内連絡会議》 ・宮島地域内の関係団体が一堂に会し、行事予定などを情報共有し、地域の課題等について意見交換を行う。 《管内課長会議》 ・宮島支所管内の所属長が一堂に会し、各所管事項の情報共有や、地域の課題等について意見交換を行う。	《島内連絡会議開催》 ・開催日時:毎月1回開催(年間12回)慣習とし、開催日は毎月最終週としている。 ・会場:宮島桟橋ターミナル2階会議室 ・構成員:宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島町商工会事務局長、宮島観光協会事務局長、廿日市警察署宮島駐在所長、宮島消防署長、宮島学園校長、宮島幼稚園長、みやじま保育園長、社会福祉協議会宮島事務所長、宮島支所地域づくり係長 ・開催内容:関係団体が一堂に会し、行事等予定表や持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。
				宮島企画調整課	継続	12	宮島まちづくり分科会	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくり事業を実施するにあたり、行政として島内課題を関係部局の職員が共有し、意見交換や来年度以降の予算要求につなげるため、連絡会議と分科会を開催する。連絡会議は「全体会」、分科会はテーマごとによる「特定部局の会」として開催する。 ※17分科会を設置し、事業の進捗度、予算執行度合いなどを勘案しながら都度開催する。
		2	まちづくり活動団体の活動支援【宮島】	宮島企画調整課	継続	13	いつくしま・まちなみ研究会等の活動支援	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを主体的に考え、活動している学識経験者などを中心に結成された「いつくしま・まちなみ研究会」や地元工務店を中心に結成された「伝建宮島工務店の会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区を後世に継承していく活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。
		3	まちづくり活動団体の育成【宮島】	宮島企画調整課	継続	14	「みやじまの町家に親しむ会」の育成	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを、島民自身が主体的に考え、活動するため、市民センタークラブとして結成された「みやじまの町家に親しむ会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区に関心を持ち、郷土のことを学習する活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。 ・伝建を支える保存会を目指すための活動を開始する。

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
①めざすまちに向かって	2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有	4	パブリックコメント制度による市政への市民参画	全所属	継続	15	パブリックコメント	政策形成過程における市民等の行政参画を推進するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上を図り、市民参画型の公平公正で開かれた市政の実現を目的とする。	市の政策等を策定する過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に公表し、原則30日程度の期間を設けて市民等にその案に対する意見を求め、その意見を考慮して市としての意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表する。
		5	協働事業提案制度の構築	地域振興課	継続	16	まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	地域経営の仕組みを取り入れるなど、持続可能なまちづくりに取り組む地域自治組織に対し、地域力の維持・持続や地域における新たな活力創出に向けた活動を支援する。	・補助金交付(事業継続実施団体) ・継続実施事業の情報発信(市HP等) ・継続事業向け報告会兼相談会の実施 ・制度の見直し(R6及びR7年度は新規提案事業に対する補助金交付はなし。R8年度からの補助金交付に向け、R7年度に募集を再開、令和6年度に事前相談会を開催予定。
				経営政策課	継続	17	随意契約保証型民間提案制度	多様化、複雑化していく行政課題に対応し、良質で持続可能な行政サービスを提供していくため、市民サービス向上や業務効率化につながる民間事業者の優れた提案について、「市に新たな財源負担がかからないこと」や「独自性があること」などを条件に、審査を経て協議が整った提案を随意契約することを前提として公募する。	・契約締結済みの事業については、事業者と連携しながら担当課で着実に事業の進捗管理を行う。 ①ESCOによる廿日市市への省エネルギーの提案(株式会社マリモライフ) ②ESCOによる市内複数施設LED機器の導入提案(日本電技株式会社) ③街路照明灯一斉LED化の提案(大和リース株式会社) ④太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力供給等の提案(株式会社ウエストエネルギーソリューション)
				地域振興課	継続	18	協働事業提案制度の構築	協働によるまちづくり推進計画に基づき、まちづくり活動団体同士など多様な主体によって、協働によるまちづくりの取組が進むよう、それぞれの主体による協働事業の提案制度を構築する。	提案制度構築に向けて、課題の洗い出しやロードマップ作成をする。
		6	施策実施に向けた市民等への調査	全所属	継続	19	市民等へのアンケート調査	市の様々な施策の実施に関し、市民等の意見や意向を聞き、その意見等を施策に反映させる。	・調査対象や調査方法の企画 ・調査票の調製 ・調査対象者の抽出 ・調査票の配付・回収 ・調査結果の集計・分析
		7	事業実施における市民参画	全所属	継続	20	実行委員会方式による事業実施	事業実施において市民等が参加した一つの組織を立ち上げ、行政と市民等が協働関係を築きながら、それぞれが持っている情報やノウハウ、人材など資源を活用し、事業の企画段階から意見を出し合い、役割分担をして実施することで、ニーズに即した事業を行う。	・実行委員会の設置 ・実行委員会の開催・協議 ・事業の実施
				スポーツ振興課	継続	21		・大竹市、廿日市市及び広島市の中学生の親睦・体力向上並びに長距離選手の育成・強化を図ることを目的としており、女子陸上競技の底上げを担っている。	中学校女子はつかいち駅伝大会
					継続	22		・日本プロ野球ファーム公式戦ウエスタン・リーグを安全に実施するとともに、このスポーツイベントを通じたスポーツを核としたまちづくりを、より効果的に推進し地域全体が連携することで、近隣市町からの誘客、地域内での回遊促進、観光振興及び地域の活性化、スポーツ推進へ寄与することを目的とする。	ウエスタン・リーグ公式戦
		8	市民公募による会議の運営	全所属	継続	23	審議会等の市民公募	審議会等の附属機関や計画等の策定委員会委員を公募することにより、市民の行政参画を推進する。	・公募市民が参加した審議会等における審議や計画等の策定委員会における協議など ・委員委嘱における市民公募の実施
				地域振興課	継続	24	市民公募した委員が参加する審議会	審議会委員を公募することにより、市民の行政参画を推進する。	・改選時期にあたり、第4期協働によるまちづくり審議会委員の公募を行う。 ・公募市民も参加する審議会における審議を行う。

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容	
②特性を生かしたまちづくり	1協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	1	市民活動センター・市民センターにおけるICTの利活用の促進	地域振興課	継続	25	ICTの利活用の促進	ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体がICTを利活用できるよう、サポートを実施する。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動センターにおいて、ICT利用のための相談会の開催や、オンライン会議等のサポートを実施する。 ・IT知識の基礎学習やスキルアップのための講習会を開催する。	
				まちづくり支援課	継続	26		・市民センターにおけるICTの利活用を促進することにより、デジタル・デバйд解消に向けた取組を実施する。 ・新しい技術を活用した事業を実施することで、新しい「つながり」を拡充する。	・ICTの利活用の促進に向けた環境整備を行う。 ・デジタル・デバйд解消に向けた学習機会を提供する。 ・ICT活用講座オンライン開催や、SNSの活用等に関する事業を実施する。 ・オンライン、対面・オンラインの併用による事業を実施する。 ・クールシェアの実施期間中は、学習目的に限らずFreeWi－Fiを開放する。	
		2	中間支援組織の機能強化と、まちづくり活動への支援	地域振興課	継続	27	まちづくり活動への相談支援	市民と行政とのパートナーシップを形成しながら、市民活動が活発で、市民が主体となったまちづくりを進めるため、必要な情報や資源、技術などを提供することを目的とした市民活動団体と公共的団体などとの中間支援を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動団体からの個別相談や市民活動なんでも相談などを通じて、課題に応じた情報や資源、技術などを提供する。	
		3	新しい技術を活用した「つながり」の拡大	まちづくり支援課	継続	28	対面・オンラインの併用による講座の実施	2－1－1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照		
		4	協働によるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	地域振興課	継続	29	協働によるまちづく交流会	1－1－1「No. 1 協働によるまちづくり交流会」を参照		
				地域振興課	継続	30	情報交換会	1－1－1「No. 4 情報交換会の開催」を参照		
		5	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援	中山間地域振興室	継続	31	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援（定住促進）	人口減少や高齢化の著しい中山間地域に地域支援員を配置し、佐伯・吉和地域の魅力発信及び移住・定住の支援を行い、両地域の将来の担い手の確保する。	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動 ①空き家の掘り起こし・危険空き家の現地確認 ②空き家バンクの企画運営補助 ③移住希望者からの相談対応・空き家の提供者と居住希望者とのマッチング ④SNSを利用した本市の中山間地域の魅力発信	
				中山間地域振興室	継続	32	浅原地区活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある浅原地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、地域自治組織の活動支援や交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究、及び企画サポートなどを通じて、地域力の維持・強化を図る。	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る。 ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の支援、調査研究	
				中山間地域振興室	継続	33	玖島地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある玖島地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、①地域自治組織の活動支援、②交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、③地域活動への事業所の巻き込み、④新たな視点を盛り込んだ事業展開、などを通じて、地域力の維持・強化を図る。	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・HPの開設及び整備 ・物販の強化 ・メディアへの発信	
				中山間地域振興室	継続	34	佐伯高校の魅力化	地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手の育成を行うために、佐伯高校の存続に向けた、同校の魅力化の取組を支援し、地域力の維持・向上を図る。	佐伯高校の魅力化に係る活動として、次に掲げる活動 ①SNS等を活用した定期的な佐伯高等学校の魅力発信 ②地域と連携した魅力化の取組の企画・運営 ③学校が取り組む魅力化の取組の支援 ④公営塾の企画・運営	
				中山間地域振興室	継続	35	吉和地域の活性化	暮らし続けられる吉和地域の実現に向けて、平成30年度に実施した各種アンケートの結果や意見交換で出された提案を基に、小さな拠点の形成にあわせ、多様な主体の参画（公民協働）により、地域の課題解決や活性化に向けた地域経営の仕組みづくりを支援する。	(1)地域住民等との意見交換コーディネート (2)地域づくりプランの推進	
				中山間地域振興室	継続	36	小さな拠点づくり（地域課題解決）	吉和地域では、近年の少子高齢化も相まって過疎化が進行しており、集落の暮らしを維持していくことが危ぶまれる状況にある。このような状況の中で、平成30年度から検討を進めている公共施設の再編を契機に、本地域の行政・防災、市民活動の拠点機能の強化や小さな拠点づくりの取組を進めることで、持続可能なまちづくりを目指す。	・お試しオフィス企業誘致	
				農林水産課	継続	37	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	中山間地域における主要かつ生活に密着した産業である農業を持続可能なものにするため、農業・農村の持続化をテーマとした地域支援員を配置し、佐伯地域をフィールドに持続可能な農業の具体事例の実践と検証を行い、地域営農の継続と移住・定住促進を図る。	・耕作放棄地の有効活用、地域と連携した栽培適地の確保・集積に向けた取り組み ・農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画、目標地図の作成および実行支援 ・特徴ある農産物（マコモタケ等）の生産拡大・産地支援・PRなど ・産直市や新たな需要に向けた少量多品目の生産促進など	

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
②特性を生かしたまちづくり	協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	6	自治会・自主防災会等との連携	健康福祉総務課	継続	38	避難行動要支援者の避難支援	・災害対策基本法に基づき、高齢や障がいなどの理由で災害時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)の名簿を予め作成し、災害発生時の避難支援活動や安否活動に役立てる。 ・避難行動要支援者名簿は、地域自治組織、自主防災組織や民生委員等(避難支援等関係者)に情報提供し、地域における避難行動要支援者の避難計画(個別計画書)の策定や助け合いの体制を構築する。	・避難行動要支援者名簿の更新 ・自主防災会等からの意見を聞きながら、実行性のある制度への見直しを行う。 ・避難支援等関係者への名簿・地図等の情報提供、連携 ・自主防災会や福祉専門職(社会福祉法人等)との連携による個別避難計画作成の推進
		7	市民センターの地域運営	まちづくり支援課 中山間地域推進室	継続	39	市民センターの地域運営	地域自治組織が生涯学習とまちづくりの拠点である市民センターを運営することにより、地域自治を推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな社会を実現する。	佐方、串戸地区及び吉和地域の地域自治組織による市民センターの管理運営
		8	まちづくり活動団体同士の連携促進	地域振興課	継続	40	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進するため、各団体の連携を促す。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・まちづくり交流会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動ネットワーク登録団体代表者研修会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動センターまつりの開催による交流の場と機会を提供する。 ・さくらdeファミリーによる団体紹介を実施する。
				中山間地域振興室	継続	41	中山間地域回遊促進事業	・佐伯総合スポーツ公園のにぎわいづくりや、佐伯・吉和地域の交流拠点施設の来訪者を、地域内に点在する店舗や観光施設への回遊につなげ、交流人口や関係人口の拡大をめざす。 ・商工会、観光協会などと協議会を立ち上げ、地域団体、地域自治組織、地域活動団体などの参画のもと、実施する。	①キッチンカーの出店調整 ②マルシェの開催 ③LINEのショップカード機能を活用した回遊促進イベント及び抽選会の実施等
				地域包括ケア推進課	継続	42	生活支援体制整備事業	誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるまちを目指して、生活支援サービスを担う多様な主体と連携して、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。	①日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーター(SC)と連携し、見守り機能を持つ通いの場づくりやその機能の維持・発展に係る活動、既存アセット(人・場・組織)のつなぎ等を支援する。 ②毎月のSC会議に出席し、日頃から地域住民に関わるSCの困りごとや課題の解決について一緒に考え、仮説を立て、検証するプロセス等を通じてSCを補完する。 ③地域別アセスメントシートの更新及び情報共有を通じて、SCによる支援のプロセスを意味づけ及び見える化し、考え方や取り組む姿勢を学び合うことでSCのワーカーとしての力の底上げを支援する。
		9	移住定住のきっかけをつくる地域との連携	住宅政策課	継続	43	宮園地区住まいづくり調査	・住宅団地における少子高齢化が進行し、特定の年齢層が多く住むという団地の特性から、空き家が一気に進行する恐れがあるため、若年・子育て世帯等の転入、多世代同居の促進等を通じて、住宅団地の活性化を図ることが課題となっている。 ・こうした背景を踏まえ、宮園地区における住民の今後の住まいづくりや暮らしやすさを現代様式に見直し、住宅団地の良好な環境を維持しつつ、地域の活性化を図ることを目的とする。	・令和4年度に実施したアンケート調査結果を基に、課題抽出とニーズの把握を行う。 ・地域のコミュニティや各種団体との協議を実施する。 ・地域の実情を踏まえた住民主体による住まいづくりを行うための勉強会を開催し、住民の住まいづくり体制を検討する。

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容		
②特性を生かしたまちづくり	1 協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	10	地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動	地域包括ケア推進課	継続	44	通いの場の支援（一般介護予防事業）	・高齢者が有する能力に応じて、自立した日常生活を送ることができるように支援することを目指す。 ・通いの場は、高齢者の身近な場所（市民センター、集会所、その他）で、いきいき百歳体操などの簡単な運動を週1回以上行っており、定期的に集まることで、互いに気にかけて合う気持ちが醸成され、介護予防や閉じこもりの防止だけでなく、日常的な支え合いや見守り等につながっている。	・いきいき百歳体操を活用した通いの場づくりの支援を行う。（令和5年度の通いの場の数は86か所） ・いきいき百歳体操のフォローとして、体力測定とともに、3か月後に口腔ケアのミニ講座、6か月後に栄養講座のミニ講座、1年後に認知症講座を行う。 ・昨年度作成したはつはつ！体操の周知、普及活動を通いの場で行っていく。		
				健康福祉総務課	継続	45	民生委員・児童委員活動	住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。	(1)地域福祉活動の推進による地域共生社会の実現 ①相談支援活動の充実 ②災害時避難行動要支援者避難支援活動の推進 ③高齢者への支援活動の充実 ④障害者への援助対策の推進 ⑤児童委員活動の充実強化 (2)広報活動の充実 ①民生委員児童委員活動のPRの実施 ②「市民児協だより」の発行 ③民生委員児童委員協力員制度の実施 (3)組織基盤の強化及び連絡調整 ①理事会、会長会議、各部会及び地区定例会等での意見交換の推進 ②報告・連絡・相談の強化 ③行政機関、社会福祉協議会、各種関係機関との連携強化		
	2 コミュニティビジネスの普及と推進	2	1	まちづくり活動団体向けのコミュニティビジネスの勉強会・相談会の開催	地域振興課	継続	46	市民活動なんでも相談	市民活動センターの相談機能として、市民活動団体からコミュニティビジネスに関する相談を受け付け、地域づくりにおける課題の解決を支援する。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動なんでも相談を開催し、コミュニティビジネスの相談を受ける。企画立上げの支援や、他団体の情報提供などを行う。 ・協同労働の取組について調査する。	
			2	地域に密着した課題を解決するコミュニティビジネスへの支援	産業振興課	継続	47	コミュニティビジネスへの取組支援	・市内事業者や創業希望者を対象に様々な相談に対応し、事業者や創業希望者の課題解決を図る。 ・創業希望者に創業のポイントや基礎知識を習得してもらい、創業のきっかけとする。 ・創業セミナー受講者を対象に、創業計画の振り返りや先輩创业者の交流、相談などを通じ、セミナー終了後の伴走支援を行う。	・各種相談に対応する個別相談会の実施（月3回） ・創業セミナーの開催（年5回コース）	
					地域振興課	継続	48		地域主体の課題解決の一つの手段であるコミュニティビジネスに対する興味関心や理解の促進、情報共有を行う。	・コミュニティビジネスの事例紹介を行う。 ・コミュニティビジネス実施に向けた中間支援を実施する。	
					産業振興課	継続	49	ビジネスチャレンジコンテストの活用	創業に関心がある人や創業希望者からビジネスプランを募集するコンテストを実施し、創業希望者の掘り起こしや創業意識の醸成を図る。	ビジネスチャレンジコンテストの実施（ビジネスプランの募集、審査、優秀なビジネスプランの表彰）	
		3	多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組への支援	地域振興課	継続	50	多様な主体への情報発信と相談支援	多様な主体に対し、コミュニティビジネスについて情報を発信することにより、協働による持続可能なまちづくりの取組への支援を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動なんでも相談などにより、まちづくり活動団体からの相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体との中間支援を行う。 ・市民活動に関する情報交換会や相談会などの開催により、コミュニティビジネスに関する情報を発信する。		
	3 地域課題解決に向けた円卓会議の推進	1	地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援	地域振興課	継続	51	まちづくり交付金の交付	廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、地区のまちづくりのパートナーである地域自治組織が実施する地域づくり活動に係る事業に要する経費を補助する。多様化する地域課題に対処するため、資金使途を特定せず、地域自治組織が使途を選択できるよう一括交付金として交付する。	・まちづくり交付金の交付申請、実績報告等の事務 ・地域情報の把握（関係所属及び社会福祉協議会等の関係団体との地域情報の共有、地域自治組織に対しての地域が抱える課題や最近の変化・ニーズ等のヒアリング、事業実施状況の把握及び地域自治組織との振り返りによる好事例や反省点の引継ぎ） ・地区の実情に適した事業提案、地域のニーズに合致した事業であるかの検証等、地域自治の推進に向けたコーディネート		
					継続	52	まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	1－2－5「No. 18 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照			
				中山間地域振興室	継続	53	小さな拠点づくり（地域課題解決）	2－1－5「No. 40 小さな拠点づくり（地域課題解決）」を参照			
				中山間地域振興室	継続	54	小さな拠点づくり（玖島地区）	将来にわたって暮らし続けられる玖島地区を目指し、玖島の里づくり交流拠点施設の整備を行う。	・地域の運営組織体制の整備を促進する。 ・必要な修繕を随時行う。		

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
② 特性を生かしたまちづくり	3 地域課題解決に向けた円卓会議の推進	1	地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援	中山間地域振興室	継続	55	小さな拠点づくり(浅原地区)	将来にわたって暮らし続けられる浅原地区を目指し、交流拠点施設を活用した人材育成・交流促進を行うとともに、現時点における住民ニーズを踏まえながら地域住民と一緒に、地域経営の仕組みを構築する。	次の事業の伴走支援を行う。 ・NPO法人によるあさはらまちづくり交流センターの指定管理
				宮島企画調整課	継続	56	島づくり組織の設立支援・座談会の開催	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、島民を対象に「まちづくり座談会(年度途中に名称変更の可能性あり)」を開催する。座談会の中で、島民ニーズを確認しながら、地域づくりの主体、核となる人材を発掘、育成し、「島づくり組織」の組織化を目指す。 ※島づくり組織設立準備会の年度内設立を目指す。
		2	町内会加入促進	地域振興課	継続	57	町内会等加入促進事業	地域力の維持・持続を目的に、地域主体のまちづくりを進めていくため、関係団体と連携して町内会等への加入促進に取り組む。	・町内会・自治会Q&Aの更新 ・町内会等加入申込書受付ポストの設置 ・市HPでの町内会等加入申込フォームを活用した加入申込者と町内会長とのマッチング支援 ・広報はつかいちへの加入促進記事掲載 ・転入者向け町内会等加入促進チラシの更新、多言語版チラシの更新及び市HPへの掲載、外国人労働者を雇用している企業への案内
		3	円卓会議の多様な形式での開催	地域振興課	継続	58	オンライン形式の導入支援	ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、多様な主体によって協働による持続可能なまちづくりの取組が行われるよう、また、若い世代や遠隔地からの参加が促進されるよう、オンライン形式での会議の導入を支援する。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動団体からのオンライン形式での会議開催に関する相談対応や、オンライン形式での会議、講座等の実施の支援を行う。
③ 情報発信による信頼関係づくり	1 受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	1	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	地域振興課	継続	59	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	2-1-1「No. 28 ICTの利活用の促進」を参照	
				まちづくり支援課	継続	60		2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
		2	各種情報発信ツールを利用した情報提供	プロモーション戦略課	継続	61	市政情報のわかりやすい発信(広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信)	・広報紙で市の施策や行事、その他行政情報を市民に分かりやすく伝える。 ・ラジオ放送やSNSなど他のツールを使い、市の広報紙を補完し、行政情報、イベント情報、防災・防犯情報等をより多くの市民にタイムリーに伝える。	・広報紙の編集、配布【継続】 ・HP更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】 ・市公式LINEの機能拡充【継続】 ・チャットボットの回答精度向上
				全所属	継続	62	各種媒体による市政情報の発信	受け手の状況を考慮して、各種媒体により情報を発信することにより、市民のまちづくりへの参加を促進する。	情報発信課が、広報紙のみならず、マスメディアを有効に活用して、市政情報を提供する。 ・広報はつかいち ・新聞(全国紙・地方紙・タウン紙) ・テレビ、ラジオ ・インターネット(HP、SNS、メールマガジン) ・記者会見
		3	他の取組状況の共有や助成金情報などまちづくり活動に資する情報発信及び共有	地域振興課	継続	63	まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の取組状況や助成金情報などのまちづくり活動に関する支援情報の発信及び共有を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、HPや広報紙など多様な媒体を利用して、まちづくり活動団体の取組状況や助成金等の支援情報の発信を行う。
				まちづくり支援課	継続	64		2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
		4	市政情報の積極的な公開	プロモーション戦略課	継続	65	市政情報のわかりやすい発信	3-1-2「No. 66 市政情報のわかりやすい発信(広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信)」を参照	
				全所属	継続	66		市民等に市政情報をわかりやすく発信することにより、情報を正確に伝えて市民等と情報を共有し、信頼関係を構築する。	情報発信課が、広報紙のみならずマスメディアを有効に活用して、市政情報を提供する。 ・広報はつかいち ・新聞(全国紙・地方紙・タウン紙) ・テレビ、ラジオ ・インターネット(HP、SNS、メールマガジン) ・記者会見
				国際交流・多文化共生室	継続	67		外国人住民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人住民が必要としているサービスを把握し、支援が必要な人への広報や情報提供を図る。	・はつかいち外国人相談センター(以下「センター」という。国際交流協会へ委託。)相談員による行政窓口での通訳、生活相談支援 ・センターが、必要に応じて関係課から依頼を受け、行政情報を多言語に翻訳するなど外国人の生活支援を行う。 ・センターにより、学校、保育園などでの保護者面談での通訳、通知文の翻訳などを行う。 ・やさしい日本語の活用を促進する。

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
③ 情報発信による信頼関係づくり	1 受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	4	市政情報の積極的な公開	危機管理課	継続	68	避難情報等の発信	システムやアプリの管理・運用を行い、災害時の迅速な情報発信や市民の的確な避難行動につなげる。	・市民へ災害情報を迅速に発信するとともに、職員が災害情報を共有するため、「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」を運用する。 ・多くの市民に登録してもらえるよう、広報を実施していく。
				全所属	継続	69	審議会等の情報の発信	審議会等の情報を発信することにより、市民の行政参画を推進する。	市HPにおいて、審議会等の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。
				地域振興課	継続	70		審議会の情報を発信することにより、市民の行政参画を推進する。	市HPにおいて、審議会の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。
		5	まちづくり活動に関する情報の一元化	地域振興課	継続	71	まちづくり支援情報のポータルサイト作成	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する取組や、情報等を一元的に掲載したポータルサイトを作成する。	取組や情報等を一元的に掲載した市民活動センターのHPをブラッシュアップする。
		6	さまざまな分野での情報共有の推進	地域振興課	継続	72	団体活動情報や助成金情報の発信	3-1-3「No. 68 まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有」を参照	
		7	各種情報発信ツールを活用した参加機会の提供	地域振興課	継続	73	協働によるまちづくり講演会、各種講座等へのオンライン開催の取入れ	市民のまちづくりへの参加を促進するため、情報発信にICTを活用する。	協働によるまちづくり講演会や各種講座等において、ライブ配信又は動画配信を行う。
		8	出前トークの実施	全所属	継続	74	出前トークの実施	市民に市の施策や事業を説明するとともに、意見交換を行うことにより、市政への理解を深め、市民との協働によるまちづくりを進める。	・トークテーマの設定 ・申込者との打合せ ・出前トークの実施
				国際交流・多文化共生室	継続	75		市民に市の施策や事業を説明するとともに、意見交換を行うことにより、市政への理解を深め、市民との協働によるまちづくりを進める。	廿日市高校で「多文化共生」をテーマとした出前トークを実施する。(11月)
④ 人づくり	まちづくり知識・技能を つなげる	1	市民センター等での地域課題解決につながる主催事業の実施	まちづくり支援課	継続	76	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
				まちづくり支援課	継続	77	まちづくり活動団体と連携した事業の開催(日本語支援者の養成)	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
				国際交流・多文化共生室	継続	78		外国人住民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、日本語教室等で日本語学習支援活動を行うボランティアを養成する。	日本語教室等で日本語支援活動を行うボランティアを養成するための講座を実施する。
		2	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供	まちづくり支援課	継続	79	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
		3	人材育成塾の開催	まちづくり支援課	継続	80	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
		4	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか)	生涯学習課	継続	81	地域学校協働活動	地域と学校がより連携・協働することで、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える仕組みづくりを進めるとともに、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との連携により、学校や地域の活性化を図る。	・市内の17小学校区及び10中学校区に設置された地域学校協働本部に対し、活動の補助・助言を行う。 ・各協働本部の取組や先進事例の紹介、企業や市民センターにおける活動内容や人材情報の共有を行う。 ・放課後子ども教室の取組について、未設置の本部へ説明していく。 ・教職員対象の研修において、コミュニティ・スクールの説明を実施するなど教職員を対象とする研修等を充実させ、管理職だけではなく全教職員がコミュニティ・スクールの推進に関わっていくことができるよう、市主催の研修会や情報発信の内容や方法について関係課と連携を図りながら進めていく。 ・学校と地域とともに先進地への視察の実施、引き続き、たよりにより、研修会の報告や取組事例などを地域や家庭等へ広く情報発信し、学校・家庭・地域が当事者意識を持ってそれぞれの地域や学校の実情、特色に応じて工夫しながら取り組むことができるようにする。

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
④人づくり	2 若い世代が参加しやすい機会づくり	1	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり (地域学校協働活動ほか) ※再掲	生涯学習課	継続	82	地域学校協働活動	4-1-4「No. 86 地域学校協働活動」を参照	
				学校教育課	継続	83	コミュニティ・スクール	廿日市市立学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入することにより、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める。	・令和6年度は、全学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、地域と学校の連携・協働を図りながら、年間3回の学校運営協議会を開催し、「地域とともにある学校づくり」を進める。 ・生涯学習課と学校教育課が連携し、各学校運営協議会に参加して現状把握をするとともに、研修会等を通して情報発信を行う。 ・各協議会において、熟議を行うなどして、協議会の充実を図る。
				まちづくり支援課	継続	84	各市民センター主催事業(子ども・若者向け)	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
		2	子どもや若者等の主体的な事業実施	生涯学習課	継続	85	成人式	実行委員会形式によって新成人が主体的に式の内容を企画・運営することにより、青少年の主体的な社会参画及び健全育成を図る。	成人式で実施するメッセージ上映、記念品の選定、誓いの言葉等の企画・運営を行う。
				生涯学習課	継続	86	生涯学習フェスティバル	生涯学習活動の実践の場と機会を全市的規模で提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習への関心と理解を深め、生涯学習活動への参加を促進し、これからの生涯学習社会の実現に資する。	・生涯学習フェスティバルは廃止したが、市民文化祭、VOICEや子どもまつりなどの個別事業は実施する。 ・市民の学習意欲を促進し、地域の課題解決につながる事業として、生涯学習推進フォーラムを開催する。
				中山間地域振興室	継続	87	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(さえき学)」が地域と連携したものとなり、高校の魅力の一つとなるよう支援する。	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(SAEKI QUEST)」が地域と連携したものとなり、高校の魅力の一つとなるよう支援する。 ・地域ボランティアの募集 ・地域の方との橋渡し
		3	多様な世代の地域(づくり)への関わりしろ及び裾野拡大	危機管理課	継続	88	防災士養成講座の開催	近年の集中豪雨や地震など頻発する自然災害に備え、自主防災組織の活動の核となる防災士を養成し、地域防災力を強化する。	資格取得後も地域で活躍してもらうため、自主防災組織から推薦のあった15名程度を対象に講座を実施する。実施日等は以下のとおり。 日時： 令和6年9月14日(土)9時00分～17時50分(予定) 令和6年9月15日(日)9時00分～17時50分(予定) 場所：広島工業大学
	3 リーダーシップを発揮する人材の育成支援	1	広島県立佐伯高等学校の魅力化支援	中山間地域振興室	継続	89	地域に根ざした教育活動や特色ある部活動の充実などの支援	佐伯高等学校が取り組んでいる地域に根ざした教育活動や、部活動の充実などによる自校の魅力化の取組を地域と連携して支援することにより、在校生徒数80名以上を維持して同校の存続を図り、地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手を育成、地域の維持・向上を実現させる。	佐伯高等学校を応援する会への助成
		2	まちづくりリーダー養成講座の開催(若年層・壮年層)	地域振興課	継続	90	まちづくり活動スキルアップ講座	持続可能なまちづくりを推進するため、まちづくり活動を高めることを目的としたスキル、ノウハウなどを習得する講座を開催する。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動スキルアップ講座を開催する。
				まちづくり支援課	継続	91		2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
				住宅政策課	継続	92	空き家のお助けパートナーの養成	・新たな空き家の発生を抑制するため、居住中の段階から予防に向けた支援を行い、地域の方々の意識啓発、空き家等に関する知識の普及を行う。 ・空き家お助けパートナー養成講座を受講し、修了証を得ることで地域空き家相談員となってもらい、地域の空き家相談をしやすくする体制を構築する。	・令和3年度に津田、浅原、吉和、令和4年度に玖島、令和5年度に友和で空き家お助けパートナーとして養成し、修了証を授与したメンバーを対象に、その後の取組、環境変化等の意見交換及び情報共有と、更なる意識の醸成を図るための講座を各地域で1回開催する。

推進する仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容	
④人づくり	3 リーダーシップを発揮する人材の育成支援	3	ふるさと意識を醸成する事業	学校教育課	継続	93	ふるさと学習	廿日市市立小・中学校児童生徒が、魅力ある郷土の歴史や文化をはじめ、先人の努力や知恵を学ぶことや、郷土を素材とした体験的な活動を通して、課題を自ら見だし、協働して探究活動に取り組む態度を育てるとともに、「ふるさと廿日市」への愛着と誇りを涵養する。	・各校でゲストティーチャーを招聘し、効果的に活用する。 ・ふるさと学習の取組時期と発表会開催時期のズレにより、学校の発表準備に係る負担が大きいことや、児童生徒のモチベーションの維持が難しいことが課題となっていたため、令和6年度は、「ふるさと学習オンライン発表会」を中止するが、計画的に講師（キャリア教育デザイナー）を派遣し、学校のニーズに合わせた支援を行い、ふるさと学習をより一層充実させていく。 ・『「ふるさと学習」実践事例集』を作成し、市内全小・中学校で共有するとともに、市民センターへ配付し、広く市民へ発信する。また、市HP及び各学校HPに実践報告を掲載する。	
				中山間地域振興室	継続	94	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	4-2-2「No. 92 佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援」を参照		
		4	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	95	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照		
		5	市内で学ぶ現役高校生が、廿日市市の魅力を発信するラジオ番組を実施	プロモーション戦略課	継続	96	廿学ラジオ	・廿日市市の歴史、文化、産業などの魅力について学び、市民との交流を楽しむ講座（授業）を実施する。 ・廿日市市民のシビックプライドの醸成を図り、市民自らが本市の魅力を語り、発信できるまちづくりを目指す。 ・市内外の人たちに廿日市市のファンになってもらうことで、転出抑制や交流人口の拡大につなげ、人口減少の課題に取り組む。	令和6年度から高校生に加え、小学生・中学生もゲストに迎え、より多くの人が廿日市市の未来を楽しく真剣に考えるようにリニューアルした。 5月から3月まで月2回（年22回）放送予定。	
		4 人材を見いだすための交流の場や機会の提供	1	情報交換会の開催	地域振興課	継続	97	情報交換会の開催	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照	
	地域振興課				継続	98	1-1-1「No. 2 情報交換会（地域自治組織対象）」を参照			
	宮島企画調整課				継続	99	宮島まちづくり未来ゼミ	1-1-2「No. 5 宮島まちづくり未来ゼミ」を参照		
	宮島企画調整課				継続	100	宮島まちづくり座談会の開催	2-3-1「No. 61 島づくり組織の設立支援・座談会の開催」を参照		
	2		市政情報の積極的な公開 ※再掲	全所属	継続	101	市政情報の公開	市民が参加できる事業の情報提供や市政の情報公開を行うことにより、市民のまちづくりへの関りを促進する。	・事業やイベントなどの情報に係る多様な媒体による情報の発信 ・市政情報の発信 ・市政への市民参画に関する情報の発信 など	
	3		ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	102	情報交換会の開催	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照		
				地域振興課	継続	103	情報交換会の開催	1-1-1「No. 2 情報交換会（地域自治組織対象）」を参照		
	4		まちづくり活動団体同士の連携促進 ※再掲	地域振興課	継続	104	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	2-1-8「No. 44 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照		
	5 協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成 5 協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成		1	協働によるまちづくり職員研修	地域振興課	継続	105	協働によるまちづくりに対する意識情勢と参加促進	1-1-3「No. 7 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照	
					健康福祉総務課	継続	106	健康福祉部内研修	健康福祉部の職員が地域共生社会の実現に向けて、目指す姿を共有し、社会の変化やに目を向け、地域の現状を踏まえた質の高いサービスを提供でき、部全体で地域福祉施策を推進していくことを目的に実施する。	・健康福祉部の職員が業務に活かすことができる研修を実施する。 ・研修での対話や交流を通じて、分野横断的に地域福祉施策に取り組むための所属を超えて連携しやすい関係づくりを促進する。
		地域振興課			継続	107	若手職員の協働によるまちづくり研修	1-1-3「No. 7 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照		
		2	市職員に地域活動への参加促進	全所属	継続	108	地域のまちづくり活動への市職員の参加	市職員は積極的に地域のまちづくり活動に参加することにより、協働によるまちづくりにふさわしい職員を目指す。	・市職員による地域コミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動など、地域のまちづくり活動へ参加する。 ・市外在住職員は、居住地のまちづくり活動に参加する。	
				人事課	継続	109		職員が地域コミュニティ活動について学ぶことにより、地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や、廿日市市に対する愛着（はつかいちを愛する心）の醸成を図り、さらに今後の地域コミュニティ活動への参加意欲を喚起することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成する。	例年、実施している「協働によるまちづくり職員研修」の内容を見直し、対象職員が当該研修を受講することで、事業目的である「協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成」を推進する。 ・対象職員：入庁3年目職員（31名）	

推進する 仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容
④ 人づくり	こ わ し い 職 員 の 育 成	3	地域コミュニティ活動体 験研修の実施	地域振興課	継続	110	地域コミュニティ活動体 修	・廿日市市人材育成基本方針では、求められる職員像として「はつかいちに誇りを持ち、地域に 貢献できる職員」を挙げている。 ・廿日市市協働によるまちづくり基本条例第14条(市の職員の育成)において、「市は、協働によ るまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。」と定めている。 ・この具体的な取組の一環として、入庁3年目の職員(希望者)を対象に、業務時間外に地域活 動に参加する研修を実施する。	・団体の総会や円卓会議の準備・出席、地域活動の準備・当日運営、団体の事業計画など の策定補助、地域課題の把握及び解決に向けて考え、話し合い、実践する場へ参加する。 《研修受入地区と研修生参加人数》 平良地区 7名
		4	情報交換会の開催 ※ 再掲	地域振興課	継続	111	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照	
⑤ 評価及び支援	1 互 い を 知 り 合 う 場 の 充 実	1	情報交換会の開催 ※ 再掲	地域振興課	継続	112	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会の開催」を参照	
		2	協働に係わるシンポジ ウムや講演会等の開催 ※再掲	地域振興課	継続	113	協働によるまちづくり交流会	1-1-1「No. 1 協働によるまちづくり交流会」を参照	
		3	ICTと対面との効果的な 組合せによる多様な 人々の交流機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	114	オンライン開催やSNSの活用 等に関する講座の開催	2-1-1「No. 29 ICTの利活用の促進」を参照	
		4	まちづくり活動団体同士 の連携促進 ※再掲	地域振興課	継続	115	市民とまちづくり活動団体の 連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連 携	2-1-8「No. 44 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照	
	2 市 に よ る 評 価 及 び 支 援	1	はつかいちさくら賞表彰	生涯学習課	継続	116	はつかいちさくら賞	・廿日市市の生涯学習の推進に貢献があったものに対して、はつかいちさくら賞を授与し、表彰 することにより、市の生涯学習の普及及び推進を図る。 ・平成3年度に生涯学習推進本部表彰として本表彰制度が始まり、平成11年度にはつかいちさ くら賞に名称変更した。	・年に2回はつかいちさくら賞表彰選考委員会(前期と後期)を開催し、はつかいちさくら賞表 彰規程、はつかいちさくら賞表彰規程施行細則に基づいて、表彰の適否を審査する。 ・表彰式を行い、表彰する。
		2	地域貢献活動保険	地域振興課	継続	117	地域貢献活動保険	市民活動団体が安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動保険を用意す る。また、保険制度について周知をする。	・地域貢献活動保険の提供 ・パンフレットの作成、配布 ・チラシの作成 ・地域貢献活動保険の説明会の開催
		3	まちづくり交付金による 地域自治組織への支援	地域振興課	継続	118	まちづくり交付金の交付 まちづくりチャレンジ応援補助 金の交付	1-2-5「No. 18 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照 2-3-1「No. 56 まちづくり交付金の交付」を参照	
		4	認可地縁団体等まちづく り活動団体の法人化に 向けた支援	地域振興課	継続	119	まちづくり活動団体の法人化 支援	まちづくり活動団体の法人化にあたり、法人化手続きおよび法人化の注意事項の説明など、法 人化後も活動団体の運営がスムーズに行えるよう支援する。	市民活動センター指定管理者と連携して、市民活動なんでも相談を開催する。
				地域振興課	継続	120		町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され た団体が、「認可地縁団体」となるための法律上の要件に適合するよう、申請団体に対して指導 及び助言を行う。	・認可に係る相談対応 ・認可の審査 ・規約変更申請、告示事項変更申請の受付 ・印鑑登録のための個人印証明書の公用請求 ・告示事項証明書、印鑑登録証明書の発行申請受付(手数料の受領含む) ・事務処理要領、手引きの更新
		5	協働事例集の作成と共 有 ※再掲	地域振興課	継続	121	協働事例の発信	1-1-4「No. 8 協働事例の発信」を参照	
		6	地域事業の企画・実施 への支援	全所属	継続	122	共催・後援・補助	市民等が企画・実施して取り組む事業を支援することにより、市民等への社会公共の利益を広 める。	・後援・共催名義の使用許可: 廿日市市、廿日市市教育委員会、廿日市市生涯学習推進本 部 ・補助金の交付: まちづくり活動団体が行う事業への補助申込者との打合せ
		7	まちづくりリーダー養成 講座の開講(若年層・壮 年層)※再掲	地域振興課	継続	123	まちづくり活動スキルアップ講 座	4-3-2「No. 96 まちづくり活動スキルアップ講座」を参照	